

事業活動に伴って発生する 廃棄物の処理について

《令和5年5月》

横浜市資源循環局

事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課

はじめに

我が国においては、昭和30年代から飛躍的に産業、とりわけ工業の発展に伴い、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会が形成され、深刻な環境問題が発生しました。

このため、廃棄物による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和46年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）が施行され、廃棄物の適正処理の推進等が図られてきました。

しかし、廃棄物処理法施行後においても、廃棄物の増大や多種・多様化による最終処分場等のひっ迫、不法投棄等の不適正処理の発生等、様々な問題が生じているところです。

こうした状況に対応するため、法令等の見直しが行われ、廃棄物処理体系の強化や、不法投棄に対する罰則等の強化が図られてきました。

有害物質対策についても、平成13年には「ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、長期にわたって保管を余儀なくされていたP C B廃棄物の処理事業が、本市を含む一都三県（東京、埼玉、千葉、神奈川）において、平成17年11月から始まっています。

また、環境基本法をはじめ、平成13年には、「循環型社会形成推進基本法」が完全施行され、従来の公衆衛生を基本とした考え方から進んで、循環型社会の形成という新たな理念に沿った施策が展開されてきており、天然資源の消費の抑制、物質循環の確保などが求められるようになりました。

具体的な施策としては、容器包装、家電、食品、建設、自動車など各種リサイクル法が整備され、循環型社会の構築に向けて動き出しています。

横浜市としても、こうした産業廃棄物を取り巻く状況の変化に対応するため、産業廃棄物の3Rと適正処理の推進に加えて、災害廃棄物対策の強化を組み込んだ計画として、第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28年度～32年度）を策定し、取り組んできました。

産業廃棄物の観点からも「持続可能な循環型社会の構築」の実現を目指していくことで、横浜市をますます安心と活力にあふれるまちとして発展させます。

本冊子は、廃棄物処理に関する最新の法令等を整理し、事業者の皆様を対象に廃棄物処理法等をまとめたものです。

今後の廃棄物処理の手引きとして御活用いただければ幸いです。

令和5年5月

産業廃棄物適正処理チェック

自社（事業場）の産業廃棄物について、次の項目が適正に行われているかチェックしてみましょう。

■ 処理の委託について

- 収集運搬及び処分業者は、委託している廃棄物の種類の業許可などを持っている。 [P.17]
- 収集運搬及び処分業者との契約は、書面により締結している。 [P.18]
- 委託契約書には法定事項が全て記入されている。 [P.18]
- 委託契約書には有効期限内の許可証等が添付されている。 [P.18]

■ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

- マニフェスト（電子マニフェスト含む）を使用している。 [P.23]
- 種類ごと、運搬先ごとに交付している。 [P.24]
- 排出事業者が記入すべき法定事項を全て記入している（確認を行っている）。 [P.24]
(以下2つは電子マニフェストを除く)
- 戻ってきたマニフェスト（A票(控え)含む）を5年間保管している。 [P.23]
- 每年6月30日までに産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出している。 [P.28]

■ 保管場所について

- 囲いを設けている。 [P.11]
- 法定の掲示板が設置されている。 [P.11,12]
- 掲示板には法定事項が記入されている。 [P.11,12]
- 飛散・流出・地下浸透等が起こらないよう適切な措置を講じている。 [P.11,12]

■ その他

- 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置している。（特別管理産業廃棄物が排出される場合） [P.8]

事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について《令和5年5月》

目 次

1 目的	1
2 廃棄物の定義	1
3 廃棄物の分類	1
3.1 廃棄物の区分	1
3.2 一般廃棄物	1
3.3 特別管理一般廃棄物	1
3.4 産業廃棄物	2
3.5 特別管理産業廃棄物	3
4 排出事業者の責務	7
4.1 事業者の責務	7
4.2 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の責務	8
4.2.1 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	8
4.2.2 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割	8
4.2.3 帳簿の記載	9
4.3 多量排出事業者の処理計画等の作成義務	9
4.3.1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画の作成	9
4.3.2 処理計画の実施状況の報告	9
4.3.3 計画及び実施状況の公表	9
5 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理の流れ(フロー図)	10
6 保管基準(運搬されるまでの保管)	11
6.1 産業廃棄物保管基準	11
6.2 特別管理産業廃棄物保管基準	12
7 産業廃棄物の処理(運搬、処分)を自ら行う場合	13
7.1 収集、運搬の基準	13
7.2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の事業場外保管	14
7.2.1 保管届出	14
7.2.2 変更届出等	14
7.3 処分の基準	14
7.4 産業廃棄物処理施設	16
8 委託処理	17
8.1 産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準	17
8.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者	17
8.1.2 委託契約書	18
8.1.3 再委託の承諾に係る書類の写しの保管義務	20
8.2 特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準	20
8.2.1 特別管理産業廃棄物の処理を委託できる者	20
8.2.2 処理業者等への事前の文書通知（令第6条の6第1号、規第8条の16）	20
8.2.3 委託契約書（令第6条の6第2号、規第8条の16の2、規第8条の16の3）	20
8.2.4 再委託の承諾に係る書類の保管義務（令第6条の6第2号）	20
8.3 処理業の許可を要しない場合	21
9 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度	23
9.1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（例）	23
9.2 管理票の交付	24
9.3 運搬受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等	25
9.4 処分受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等	26
9.5 処分受託者（中間処理業者）の最終処分終了に係る記載事項及び管理票交付者への送付等	27
9.6 管理票交付者の報告	28
9.7 管理票交付者が講ずべき措置	28

9.8 管理票の交付を要しない場合	28
9.9 電子情報処理組織の使用（電子マニフェスト）	29
9.10 都道府県等への報告（規第8条の38）	29
10 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保有している事業者の方	30
10.1 P C B 特措法について	30
10.2 P C B 廃棄物の種類、保管基準等について	30
10.3 譲渡し及び譲受けの制限	30
10.4 P C B 特措法に基づく届出について	30
10.5 横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱に基づく届出	32
10.6 高濃度P C B 廃棄物の処理施設について	32
10.7 低濃度P C B 廃棄物の処理施設について	32
11 廃棄物交換システム	33
12 3R・熱回収の取組について	34
12.1 3 R ・熱回収について	34
12.2 リデュースの取組について	34
12.3 リユースの取組について	34
12.4 リサイクルの取組について	35
12.5 サーマルリサイクル・処理施設の設置促進	35
13 廃棄物の投棄禁止	36
14 廃棄物の焼却禁止	36
15 報告徴収	36
16 立入検査	36
17 主な罰則	37
17.1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	37
17.2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B 特別措置法）	39
18 横浜市が処分する産業廃棄物	40
19 事業系一般廃棄物について	42
19.1 事業系一般廃棄物の処理フロー	42
19.1.1 横浜市の施設で処分する場合	42
19.1.2 一般廃棄物処分業者等に処分委託（再生を含む。）する場合	42
19.2 事業者の責務	42
19.3 大規模建築物の所有者等の責務	42
19.3.1 事業用大規模建築物	42
19.3.2 大規模建築物の所有者の義務	42
19.3.3 大規模建築物の占有者	42
19.3.4 大規模建築物の建築者の責務	42
19.4 事業系一般廃棄物管理票	43
19.5 事業系ごみのルール違反に対する罰則	43
20 問合せ先	44
20.1 横浜市	44
20.2 国（環境省）	45
20.3 神奈川県内行政機関	45
20.4 その他の団体	45

[資料] 政令で定められた施設
 産業廃棄物処理委託標準契約書（例）及び廃棄物データシート（W D S）
 申請・届出・報告・様式

[凡例] 法・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 令・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
 規・・・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
 市条例・・ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
 市規則・・ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

1 目的

「法」は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています（法第1条）。

2 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきであるとされています。

また、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く、固形状から液状に至る全てのものを含みます。

なお、次のものは「法」の対象から除外されています。

- ・港湾、河川等のしづんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの。
- ・土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。

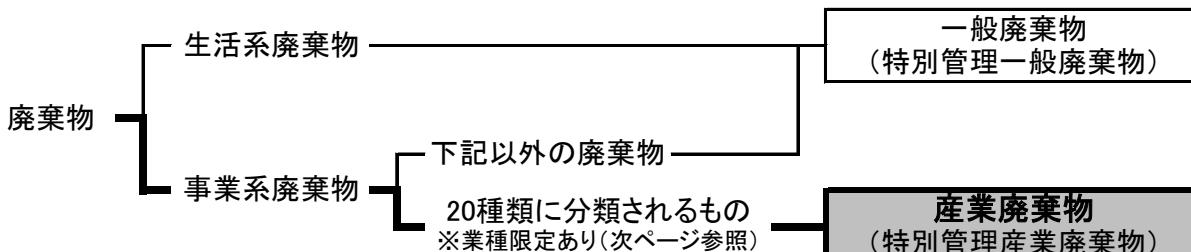
3 廃棄物の分類

3.1 廃棄物の区分

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。法では、産業廃棄物が定義されており、産業廃棄物以外は一般廃棄物として定められています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、20種類の廃棄物及び国外で発生して輸入された廃棄物をいいいます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物が定められています。



3.2 一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物で、家庭から出るごみ、事業所、商店等から出る不要になった紙やダンボール、廃木材、茶がら等の厨房ごみ、飲食店や従業員食堂から出る残飯、厨芥類、卸・小売業から出る野菜くず、魚介類などをいいいます。

3.3 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

具体的には、一般廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品、廃水銀、一般廃棄物の焼却炉から発生したばいじん、感染性一般廃棄物※、廃棄物焼却施設である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設をいう。）で生ずる燃え殻、ばいじん、汚泥（ダイオキシン類の基準に適合しないもの）及びこれらを処分するために処理したもの（基準に適合しないもの）をいいます。

※医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物

3.4 産業廃棄物（法第2条第4項、令第2条）

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。

種類	具体例		
1 燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃排出物、焼却残灰		
2 汚泥	排水処理及び製造工程において生ずる泥状物、活性汚泥法による処理後の汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、赤泥（廃アルカリとの混合物）、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土（廃油との混合物）、カーバイドかす、建設汚泥		
3 廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、廃溶剤、タールピッチ類（常温において固形状を呈するものに限る。）、硫酸ピッチ（廃酸との混合物）、タンクスラッジ（汚泥との混合物）		
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類、発酵廃液等、すべての酸性廃液		
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液等、すべてのアルカリ性廃液		
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）等合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類を含む		
7 ゴムくず	天然ゴムくず		
8 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず及び切削くず等		
9 ガラス・コンクリート ・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等		
10 鉱さい	高炉、平炉、転炉等の残さい、キューポラのノロ、ボタ、鋳物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等		
11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ破片等		
12 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設（ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は産業廃棄物（動植物性残さ、動物系固形不要物を除く。）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの		
業種限定（A）・品目限定（B）のある産業廃棄物	13 紙くず	A	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、②パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、③新聞業に係るもの（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、④出版業に係るもの（印刷出版を行うものに限る。）、⑤製本業及び印刷物加工業に係るもの
	13 紙くず	B	⑥ポリ塩化ビフェニル（P C B）が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	A	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、②木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの、③パルプ製造業に係るもの、④輸入木材の卸売業に係るもの、⑤物品賃貸業に係るもの
	14 木くず	B	⑥貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）⑦P C Bが染み込んだもの
	15 繊維くず	A	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものであって木綿くず、羊毛くず等の天然繊維
	15 繊維くず	B	③P C Bが染み込んだもの
	16 動植物性残さ		食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあら等）
	17 動物系固形 不要物		と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿		畜産農業に係るものであって畜舎廃水を含む
	19 動物の死体		畜産農業に係るものに限る
20 施行令第2条第13号 に定めるもの	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形態又は性状からみてこれらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物等）		

3.5 特別管理産業廃棄物（法第2条第5項、令第2条の4）

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。

◆特別管理産業廃棄物

種類	備考	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	P C B 廃 棄 物	廃ポリ塩化ビフェニル等 廃ポリ塩化ビフェニル（P C B）及びP C Bを含む廃油（*1） ・P C Bが塗布され、又は染み込んだ紙くず ・P C Bが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず ・P C Bが付着し又は封入された廃プラスチック類、金属くず ・P C Bが付着した陶磁器くず、がれき類 ・P C B等又はP C B汚染物を処分するために処理したもの（基準（*2）に適合しないもの）
	廃水銀等 (*3)	・特定の施設から生じた廃水銀又は廃水銀化合物（*4） ・水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	・建築物その他の工作物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材断熱材及び耐火被覆材並びにその除去工事から排出されるプラスチックシート等 ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等
	「(別表) 政令で定められた施設」から生じたもの（*5）又は当該施設を設置する事業場から生じたもの（*6）及びこれらを処分するために処理したもので、下記の有害物質が「特定有害産業廃棄物の判定基準」（6ページ参照）に適合しないもの（*7）	
	鉛さい	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン
	ばいじん	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類（*8）
	燃え殻	水銀（*9）、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類（*8）
	廃油 (廃溶剤)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
	汚泥 廃酸 廃アルカリ	水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	燃え殻 ばいじん 汚泥	廃棄物焼却炉である特定施設（*10）から生じる燃え殻、ばいじん（集じん施設により集められたもの）、汚泥（湿式集じん施設、廃ガス洗浄装置から排出されたもの）でダイオキシン類の基準に適合しないもの及びこれらを処分するために処理したものでダイオキシン類の基準に適合しないもの（*11）

(*1) 廃重電機器等について機器毎に測定された絶縁油中のポリ塩化ビフェニル濃度が 0.5mg/kg 以下である時はポリ塩化ビフェニル廃棄物には該当しない（平成 16 年 2 月 17 日環廃産第 040217005 号通知）。

(*2) PCB 処理物の判断基準（規第 1 条の 2 第 4 項）

処理した PCB 廃棄物の種類	基 準
廃油	0.5mg/kg (試料) 以下
廃酸、廃アルカリ	0.03mg/L (試料) 以下
廃プラスチック類、金属くず	付着、封入されていないこと
陶磁器くず	付着していないこと
上記以外	0.003mg/L (検液) 以下

(*3) 廃水銀等は、平成 28 年 4 月 1 日施行の法改正により追加

(*4) 次の施設において生じた廃水銀等であって、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除くものが該当する。

- ①水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
- ②水銀使用製品の製造の用に供する施設 ③灯台の回転装置が備え付けられた施設
- ④水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
- ⑤国又は地方公共団体の試験研究機関 ⑥大学及びその附属試験研究機関
- ⑦学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- ⑧農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 ⑨保健所 ⑩検疫所
- ⑪動物検疫所 ⑫植物防疫所 ⑬家畜保健衛生所 ⑭検査業に属する施設
- ⑮商品検査業に属する施設 ⑯臨床検査業に属する施設 ⑰犯罪鑑識施設

(*5) ばいじん、燃え殻、廃油に限る。

(*6) 汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。鉛さいは全事業場に適用する。

(*7) 廃油については濃度にかかわらず、含有するものが該当する。

(*8) ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コブラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

(*9) 水銀については、政令で定められた特定施設を有する工場若しくは事業場において生ずる汚泥、廃酸、廃アルカリの焼却施設等から生じた燃え殻について適用する。

(*10) 廃棄物焼却炉である特定施設とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一第五号に掲げる施設をいう。

(*11) 平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされていた廃棄物焼却炉である特定施設から排出される汚泥等については、次の方法により処分を行う限り適用されません。（平成 12 年 1 月 17 日環水企第 18 号通知）

- ① セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないように化学的に安定した状態にするため十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを受け入れて固化する方法
- ② 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- ③ その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理を伴って生ずる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、又は製錬工程において重金属を回収する方法

●石綿含有産業廃棄物（法第 12 条第 1 項、令第 6 条第 1 項第 1 号口、規第 7 条の 2 の 3）

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）が石綿含有産業廃棄物として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

●水銀使用製品産業廃棄物（法第12条第1項、令第6条第1項第1号口、規第7条の2の4）

次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものが水銀使用製品産業廃棄物として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

- ① 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号）第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち以下に掲げるもの。

種類	備考
電池	水銀電池、空気亜鉛電池
スイッチ及びリレー	水銀が目視で確認できるものに限る。
ランプ	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）、HIDランプ（高輝度放電ランプ）、放電ランプ
放電管	水銀が目視で確認できるものに限り、上述のランプを除く。
農薬	
気圧計	
湿度計	
圧力計	液柱形圧力計、真空計、ダイアフラム式弾性圧力計・圧力伝送器、
温度計など	ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計
水銀式血圧計	
温度定点セル	
顔料	
ボイラ	二流体サイクルに用いられるものに限る。
灯台の回転装置	
水銀トリム・ヒール調整装置	
水銀抵抗原器	
測定器など	差圧式流量計、傾斜計、周波数標準機、参照電極、握力計
医薬品	
水銀等の製剤	水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤、塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤、硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤、チオシアノ酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤

- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品

※以下のものを除く。

- ・スイッチ及びリレー、ランプ、弾性圧力計、圧力伝送器、真空計、水銀充満圧力式温度計、又は周波数標準機を材料又は部品として用いて製造されるもの
- ・顔料が塗布されたもの

ただし、上記の場合でも、部品として用いられている水銀使用製品が容易に取り外せる場合は取り外し、取り外したものを水銀使用製品産業廃棄物として処理する。

例：補聴器から取り外した水銀電池は水銀使用製品産業廃棄物として処理する。

ディーゼルエンジンから取り外したガラス製温度計は水銀使用製品産業廃棄物として処理する。

- ③ ①②のほか、水銀又はその化合物が使用されていることが表示されている水銀使用製品

●水銀含有ばいじん等（法第12条第1項、令第6条第1項第2号ホ）

ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいのうち、水銀又はその化合物中の水銀を15mg/kgを超えて含有するもの、及び廃酸又は廃アルカリのうち、水銀又はその化合物中の水銀を15mg/Lを超えて含有するもの（廃水銀等及び水銀を含む特別管理産業廃棄物を除く。）が水銀含有ばいじん等として定められ、追加的な保管基準及び処理基準が設けられています。

●指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）（法第16条の3、令第15条）

指定有害廃棄物とは、硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油の混合物であって、著しい腐食性を有するもので、pH2.0以下のもの）をいい、人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として、何人も指定された方法による場合を除き、保管、収集、運搬又は処分することが法令により禁止されています。

◆特定有害産業廃棄物の判定基準

項目 金属等の種類	判 定 基 準				
	溶 出 試 験 (*1)				含有量試験
	鉱 さ い	ば い じ ん	燃 え 裂	汚 泥	廃酸・廃アルカリ
アルキル水銀化合物 (R-Hg)	不 檢 出	不 檢 出	不 檢 出 (*2)	不 檢 出	不 檢 出
水銀又はその化合物 (T-Hg)	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下	0.005mg/L 以下 (*2)	0.005mg/L 以下	0.05mg/L 以下
カドミウム又はその化合物 (Cd)	0.09mg/L 以下	0.09mg/L 以下	0.09mg/L 以下	0.09mg/L 以下	0.3mg/L 以下
鉛又はその化合物 (Pb)	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下	1mg/L 以下
有機燐化合物 (Org-P)				1mg/L 以下	1mg/L 以下
六価クロム化合物 (Cr ⁶⁺)	1.5mg/L 以下	1.5mg/L 以下	1.5mg/L 以下	1.5mg/L 以下	5mg/L 以下
砒素又はその化合物(As)	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下	1mg/L 以下
シアン化合物 (CN)				1mg/L 以下	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル (PCB)				0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下
トリクロロエチレン				0.1mg/L 以下	1mg/L 以下
テトラクロロエチレン				0.1mg/L 以下	1mg/L 以下
ジクロロメタン				0.2mg/L 以下	2mg/L 以下
四 塩 化 炭 素				0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン				0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン				1mg/L 以下	10mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン				0.4mg/L 以下	4mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン				3mg/L 以下	30mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン				0.06mg/L 以下	0.6mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン				0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
チ ウ ラ ム				0.06mg/L 以下	0.6mg/L 以下
シ マ ジ ン				0.03mg/L 以下	0.3mg/L 以下
チオベンカルブ				0.2mg/L 以下	2mg/L 以下
ベ ン ゼ ン				0.1mg/L 以下	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン		0.5mg/L 以下		0.5mg/L 以下	5mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下	1mg/L 以下
ダイオキシン類(*3)		3ng/g 以下	3ng/g 以下	3ng/g 以下	100pg/ℓ以下

(* 1) 特定有害産業廃棄物を処分するために処理したものについても判定基準に適合しないものは特定有害産業廃棄物に該当する。

(* 2) 政令で定められた特定施設を有する工場若しくは事業場において生ずる汚泥、廃酸、廃アルカリの焼却施設等から生じた燃え殻について適用する。

(* 3) ダイオキシン類の検定方法は、含有量試験。基準値は毒性当量 (TEQ)

(注) 特定有害の廃油は、政令で定められた施設から排出される廃溶剤が特別管理産業廃棄物に該当する。

4 排出事業者の責務

4.1 事業者の責務（法第3条第1項、法第21条の3第1項）

◆事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません（建設工事から発生する産業廃棄物については、元請業者に処理責任があります。）。

【自己処理の原則】（法第11条第1項）

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。

【処理基準の遵守】（法第12条第1項、法第12条の2第1項）

事業者は自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める収集、運搬、処分の基準に従わなければなりません（詳細はP. 13～）。

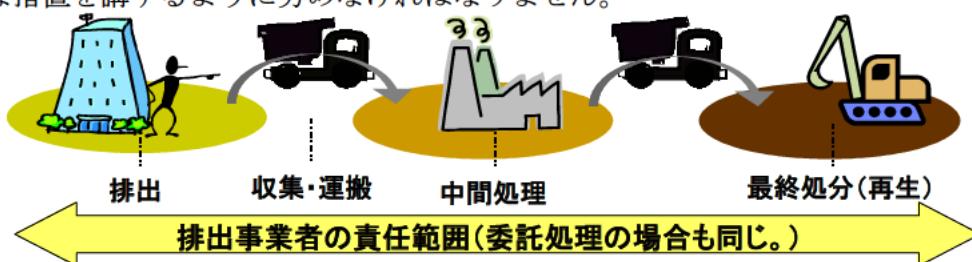
【保管基準の遵守】（法第12条第2項、法第12条の2第2項）

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません（詳細はP. 11～）。

【委託基準の遵守】（法第12条第5項～第7項、法第12条の2第5項～第7項）

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従い、その運搬又は処分を産業廃棄物処理業者等にそれぞれ委託しなければなりません（詳細はP. 17～）。

また、事業者は、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。



◆事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。また、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることがないようにしなければなりません。（法第3条第2項）

◆事業者は、廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなくてはなりません。（法第3条第3項）

●排出事業者の届出等（市規則第40条）（届出対象者）横浜市内で産業廃棄物を排出する事業者

・「産業廃棄物排出事業所届出書」（第44号様式）（本冊子資料 様-10参照）

→横浜市内に産業廃棄物を排出する事業場を設置したとき。

ただし、工作物の新築、改築、除去等にあっては、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物（石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上である場合）を排出する事業者に限る。

・「産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書」（第45号様式）（本冊子資料 様-12参照）

→事業所を廃止したとき又は、上記の届出事項に変更が生じたとき。

・「産業廃棄物排出状況報告書」（第46号様式）（本冊子資料 様-14参照）

→工作物の新築、改築、除去等に伴い「産業廃棄物排出事業所届出書」を提出したとき又は、市長の請求があったとき。

4.2 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者の責務

4.2.1 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項、第9項）

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません（ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りではない）。また、特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令で定める次の資格を有する者でなければなりません。

◆特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

◎感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の責任者資格（規8条の17第2号）

学校等※1要件	修業課程	修了科目・学科	実務経験等※2
①環境衛生指導員	(法第20条に規定する職)		職歴2年以上
②大学等	理学、薬学、工学、農学	衛生工学※3、化学工学	卒業後2年以上
	理学、薬学、工学、農学又は相当課程	衛生工学※3、化学工学以外	卒業後3年以上
③短大・高専等	理学、薬学、工学、農学又は相当課程	衛生工学※4、化学工学	卒業後4年以上
		衛生工学※4、化学工学以外	卒業後5年以上
④高校・中等教育学校等		土木科、化学科又は相当学科	卒業後6年以上
		理学、工学、農学又は相当科目	卒業後7年以上
⑤その他	(学歴不問)		10年以上
⑥①～⑤までに掲げる者と同等以上の知識を有する者※5と認められる者。			

※1 学校等：学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学。学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校。学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校。

※2 実務経験等：②～④にあっては、当該学校を卒業後、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験年数。

※3 衛生工学：旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。

※4 衛生工学：旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。

※5 知識を有する者：旧厚生大臣が認定した講習会受講者、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター実施の特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受講者等。（申込・問合せ→（公社）神奈川県産業資源循環協会：P45）

◎感染性産業廃棄物を生ずる事業場の責任者資格（規8条の17第1号）

学校等要件	修業課程	経験等
①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士		
②環境衛生指導員		職歴2年以上
③大学・高専等	医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学	卒業した者又は同等以上の知識を有すると認められる者※

※知識を有する者：（公財）日本産業廃棄物処理振興センター実施の医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受講者等。（申込・問合せ→（公社）神奈川県産業資源循環協会：P45）

4.2.2 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

特別管理産業廃棄物に係る処理全般にわたる業務を適切に遂行します。例えば、特別管理産業廃棄物の排出状況を把握し、処理の計画を立て、適正な処理の確保に努めてください。

◆特別管理産業廃棄物管理責任者の届出

横浜市内に事業所の開設に伴って特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する場合は「産業廃棄物排出事業所届出書」（第44号様式）（本冊子資料 様-10参照）により、既に事業所を届出している事業所が特別管理産業廃棄物管理責任者を設置、変更、廃止をする場合は「産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書」（第45号様式）（本冊子資料 様-12参照）により届け出てください。

4.2.3 帳簿の記載（法第 12 条の 2 第 14 項、規第 8 条の 18）

特別管理産業廃棄物を生じ自ら処理する事業者は、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、次の表の事項を帳簿に記載しなければなりません。
なお、自ら処理を行わず委託する場合、帳簿の記載は不要です。

記載事項	運搬	処分
	1. 当該特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2. 運搬年月日 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4. 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	1. 当該特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2. 処分年月日 3. 処分方法ごとの処分量 4. 処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

【記入にあたって注意すること】

- (1) 事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における内容の記載を終了していること。
- (2) 1年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間事業場ごとに保存すること。

※「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（最終改正：平成 29 年 12 月 27 日環境省令第三十二号）」により、電磁的記録による保存、作成も可能です。

4.3 多量排出事業者の処理計画等の作成義務（法第 12 条第 9 項、第 10 項、第 11 項、法第 12 条の 2 第 10 項、第 11 項、第 12 項）

多量排出事業者とは、横浜市内に設置している事業場において、前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日の間の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外）の発生量が 1,000 トン以上、又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者をいいます。（令第 6 条の 3、令第 6 条の 7）

多量排出事業者は、その事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画等を作成して、報告するなどの義務があります。

※令和 2 年 4 月から、前々年度の特別管理産業廃棄物（P C B 廃棄物を除く）の発生量が 50 トン以上となる事業者は、電子マニフェストの使用が義務づけられました（法第 12 条の 5 第 1 項）。

4.3.1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び特別管理産業廃棄物処理計画の作成

対象事業場は、廃棄物の減量その他その処理に関する計画を、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外）にあっては「産業廃棄物処理計画書」（様式第 2 号の 8）、特別管理産業廃棄物にあっては「特別管理産業廃棄物処理計画書」（様式第 2 号の 13）を作成し、当該年度の 6 月 30 日までに市長に提出しなければなりません。（規第 8 条の 4 の 5、規第 8 条の 17 の 2）

4.3.2 処理計画の実施状況の報告

上記の計画の実施状況について、産業廃棄物にあっては「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」（様式第 2 号の 9）、特別管理産業廃棄物にあっては「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」（様式第 2 号の 14）を翌年度の 6 月 30 日までに市長に提出しなければなりません。（規第 8 条の 4 の 6、規第 8 条の 17 の 3）

4.3.3 計画及び実施状況の公表

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び実施状況の報告の内容は、インターネットの利用により公表しています。（規第 8 条の 4 の 7、規第 8 条 17 の 4）

《公表 HP》

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/04taryou.html>

●廃棄物自主管理事業

本事業は、神奈川県・川崎市・相模原市・横須賀市と本市が協働で、事業活動に伴って産業廃棄物を多量に発生する事業場を設置する事業者が、廃棄物の発生抑制や再生利用、減量化及び適正処理に向けた自主的な取り組みを促進するために平成8年度から実施しています。

この事業の概要は、法の産業廃棄物処理計画書等の他に、対象者から提出される「産業廃棄物自主管理計画（状況）報告書」を集計・分析し、廃棄物の減量化等の取組状況をまとめ、その結果等を本事業の参加者に情報として提供するものです。

なお、本事業の詳細については、神奈川県のホームページを参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/>

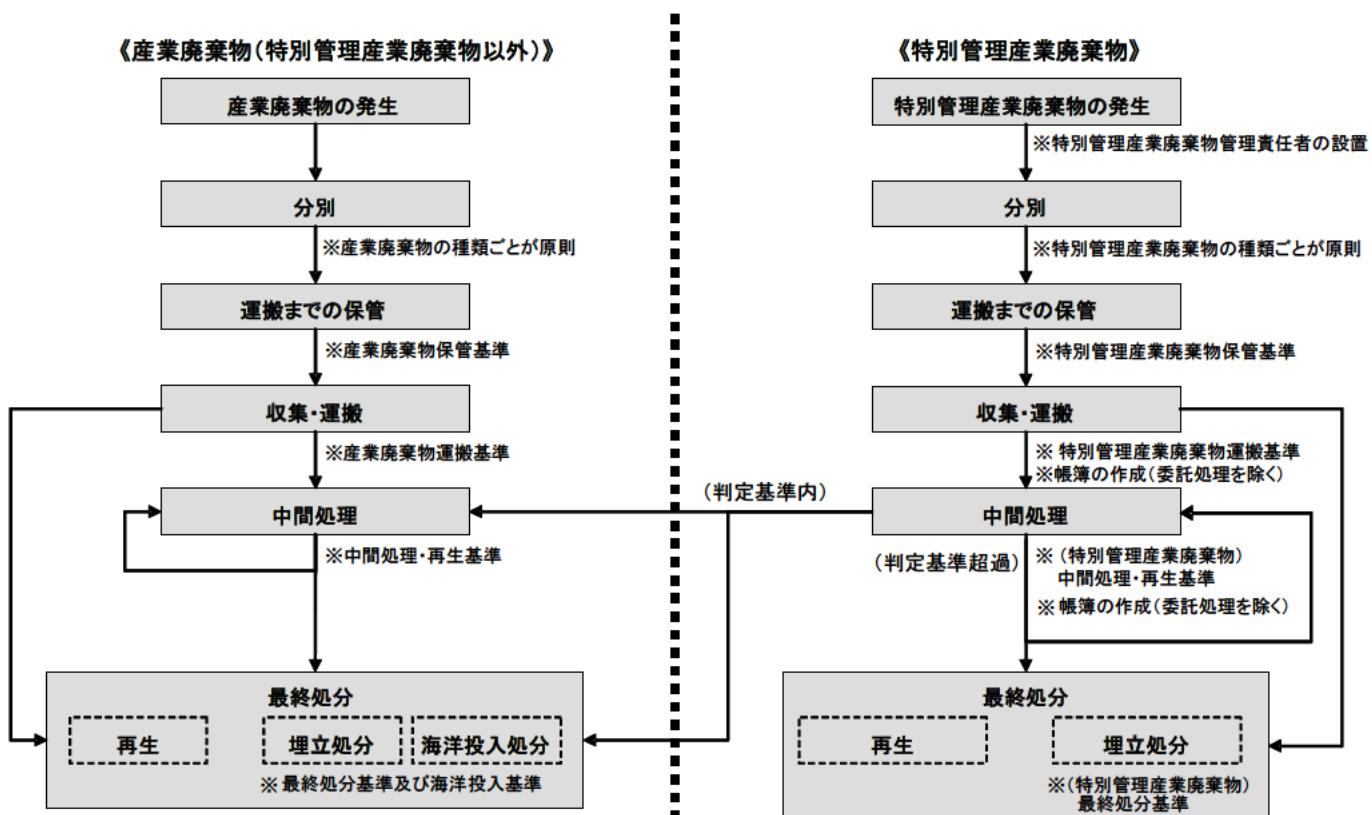
《対象事業者》

- (1) 法定の産業廃棄物多量排出事業者（発生量1,000t／年以上）
- (2) (1)に準ずる排出事業者（発生量800～1,000t／年※）
- (3) 法定の特別管理産業廃棄物多量排出事業者（発生量50t／年以上）
- (4) (3)に準ずる排出事業者（発生量40～50t／年※）

※発生量が対象未満の事業場でも参加できます。

5 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理の流れ（フロー図）

次のような形態があり、それぞれに基準が定められています。



※なお、他人に運搬・処分を委託する場合は、P.17以降の委託基準を遵守してください。

6 保管基準（運搬されるまでの保管）

6.1 産業廃棄物保管基準（法第12条第2項、規第8条）

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準（以下に掲げる技術上の基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなくてはなりません。

- ◆**周囲に囲い**（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であること。）が設けられていること。
- ◆見やすい箇所に次に掲げる要件を満たした**掲示板**が設置されていること。

《産業廃棄物の保管場所の掲示板の要件》

- ◇縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること
- ◇表示事項
 - ①産業廃棄物の保管場所である旨
 - ②保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④屋外において産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、下記の「最大保管高さ」に規定する高さのうち最高のもの

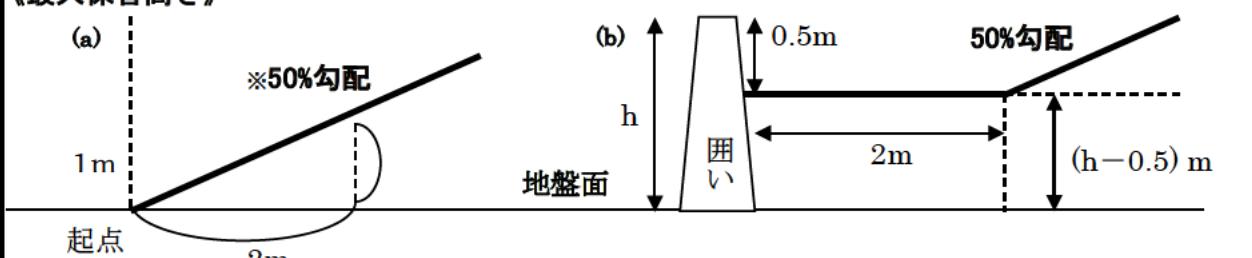
<表示例>

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	金属くず 廃プラスチック類
管理者の氏名 又は名称 及び連絡先	株△△工業 担当 □□ 横浜市〇〇区×× TEL*****（内***）
最大保管高さ	

- ◆保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
- ◇産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ◇屋外において産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次に掲げる場合に応じて定められた高さを越えないようにすること。

(a)囲いに接すことなく保管する場合	囲いの下端から勾配50%以下
(b)囲いに接して保管しようとする場合	囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下

《最大保管高さ》



(a)囲いに接すことなく保管する場合

(b)囲いに接して保管しようとする場合

※ 50%勾配とは、起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面。角度にして約26.5°です。

◆その他必要な措置

- ◇保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ◇石綿含有産業廃棄物にあっては、次の措置を講ずること。
 - (1) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物が他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

- (2) 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散防止のために必要な措置を講ずること。
- (3) 産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、掲示板の保管する産業廃棄物の種類に、その旨を表示すること。
- ◇水銀使用製品産業廃棄物にあっては、次の措置を講ずること。
- (1) 保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - (2) 産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、掲示板の保管する産業廃棄物の種類に、その旨を表示すること。
- ◇産業廃棄物に水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、掲示板の保管する産業廃棄物の種類に、その旨を表示すること。

6.2 特別管理産業廃棄物保管基準（法第12条の2第2項、規第8条の13）

事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準（以下に掲げる技術上の基準）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなくてはなりません。

- ◆前ページ「6.1 産業廃棄物保管基準」の内容（ただし、「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替えること。）
- ◆特別管理産業廃棄物が他の廃棄物と混合するおそれのないように仕切りを設けるなど必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれがない場合は除く。
- ◆特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

種類	基準
廃油 ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニル処理物	容器に入れ密封すること等、廃油の揮発の防止のために必要な措置及び廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置
廃酸 廃アルカリ	容器に入れ密封すること等、廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置
ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニル処理物	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食防止のために必要な措置
廃水銀等	容器に入れて密封すること等の廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置及び腐食の防止のために必要な措置
廃石綿等	梱包する等、廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置
腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物	容器に入れ密封すること等腐敗防止のために必要な措置

（参考）＜特別管理産業廃棄物の保管場所の掲示板の要件＞

- ◇縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること
- ◇表示事項
- ①特別管理産業廃棄物の保管場所である旨
 - ②保管する特別管理産業廃棄物の種類
 - ③保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、「産業廃棄物保管基準」の「最大保管高さ」に規定する高さのうち最高のもの

＜表示例＞

特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	引火性廃油
管理者の氏名 又は名称 及び連絡先	株△△工業 担当 □□ 横浜市〇〇区×× TEL***-****(内***)
最大保管高さ	

7 産業廃棄物の処理（運搬、処分）を自ら行う場合

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、以下の基準（産業廃棄物処理基準）に従わなければなりません。（法第12条第1項、法第12条の2第1項）

また、法改正により、平成30年4月から、一体として産業廃棄物の処理を行おうとする複数の事業者が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する旨の都道府県知事等の認定を受けた場合には、廃棄物処理業の許可を受けずに、相互に産業廃棄物の処理を行うことができることとされました。（法第12条の7）

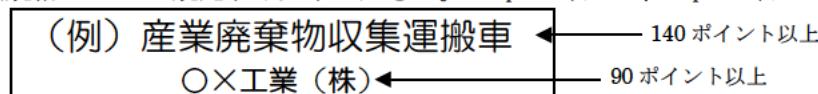
7.1 収集、運搬の基準（令第6条第1項第1号、令第6条の5第1項第1号）（抜粋）

- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- (4) 船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合（略）
- (5) 運搬車の車体の外側（両側面）に、下の表1のとおり、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に下の表2のとおり、書面を備え付けておくこと。

（表1）運搬車の表示事項（識別しやすい色の文字で表示すること。）

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨	140pt(*)以上の大きさの文字
氏名又は名称	90pt(*)以上の大きさの文字

(*):日本産業規格Z8305に規定する文字の大きさ。140ptは約5cm、90ptは約3cm以上です。



（表2）運搬車に備え付ける書面の記載事項（当該産業廃棄物の運搬に係るものに限る。）

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

なお、これらの記載事項を含むものであれば、伝票等の書類をもって代替することも可能

- (6) 積替えを行う場合は、基準を遵守すること。
- (7) 保管は次による積替えを行う場合を除き、行ってはならない（PCB廃棄物を除く。）。
 - ・あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - ・搬入された産業廃棄物の量が積替えの場所で適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- (8) 積替えに伴い保管を行う場合には、「6 保管基準」に従うほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。また、掲示板の表示事項については以下のとおりです。
 - ・産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
 - ・保管する産業廃棄物の種類
 - ・保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ・当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量
- (9) 特別管理産業廃棄物の運搬は次によること。
 - ・上記(1)から(7)の例によること。

- ・特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害を生じないようにすること。
- ・特別管理産業廃棄物が他のものと混合するおそれの無いように、区分して運搬すること。
- ・運搬用パイプラインは原則として用いないこと。
- ・収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類、取り扱う際の注意事項を文書に記載し、携帯すること（容器に記載されている場合を除く。）。

(10) 石綿含有産業廃棄物の運搬は次によること。

- ・上記(1)から(7)の例によること。
- ・石綿含有産業廃棄物については、破碎することができないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。（パッカ車及びプレスパッカ車への投入を行わないこととし、なお、飛散しないようするため、梱包し、又はシートで覆う等の措置を講じることが望ましいこと。）

(11) 水銀使用製品産業廃棄物の運搬は次によること。

- ・上記(1)から(7)の例によること。
- ・水銀使用製品産業廃棄物については、破碎することができないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

7.2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の事業場外保管

7.2.1 保管届出（法第12条第3項、第4項、法第12条の2第3項、第4項）

建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物を、その建設工事現場の外において、保管場所の面積が300m²以上の場所で保管する場合、その旨をあらかじめ横浜市長に届け出なければなりません。なお、非常災害のために必要な応急処置として行う場合は、当該保管を開始した日から14日以内に届け出なければなりません。

なお、次のいずれかの場合は届け出る必要はありません。

- ・廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む）において行われる保管
- ・法第15条第1項に係る産業廃棄物処理施設において行う保管
- ・P C B特別措置法第8条の規定による届出に係る届出を行ったP C B廃棄物の保管

7.2.2 変更届出等（法第12条第3項、法第12条の2第3項、規第8条の2の5、規第8条の2の6、規第8条の13の6）

届出事項を変更する場合は、あらかじめ横浜市長に届け出なければなりません。また、当該保管に係る保管をやめた時は、やめた日から30日以内に届け出なければなりません。

7.3 処分の基準（令第6条第1項、令第6条第2項、令第6条の5第1項第2号、令第6条の5第2項）（抜粋）

- 飛散、流出しないようにすること。
- 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 中間処理又は再生のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。
- 焼却する場合は、次の構造の焼却設備を用いて焼却すること。

- ・空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下、「燃焼ガス」という。）の温度が800°C以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- ・外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
- ・燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ・燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

- また、次の方法により焼却すること。

- ・煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- ・煙突の先端から火災、又はJIS D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- ・煙突から焼却灰、未燃物が飛散しないように焼却すること。

- (6) 処分に伴う保管を行う場合は、次によること。
- ・「6 保管基準」の例によることとし、「産業廃棄物の保管場所である旨」の表示については「産業廃棄物の処分のための保管の場所である旨」を表示すること。
 - ・産業廃棄物の処理施設において適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。
 - ・産業廃棄物で、その数量が当該産業廃棄物の処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（なお、船舶を用いて運搬する場合、処理施設の定期点検を行う場合、建設業に係る廃棄物、廃タイヤ、使用済自動車等の保管数量は別に定められている。）を超えないようになるとともに、掲示板には当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量（処分等のための保管上限）を表示すること。
- (7) 次のものについては、安定型5品目（がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくず）であっても安定型産業廃棄物として埋立処分することはできません。
- ・自動車等破砕物
 - ・廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。)
 - ・廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、処分までの間これらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。))
 - ・鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの
 - ・鉛製の管又は板であって不要物であるもの
 - ・廃プラウン管(側面部に限る。)
 - ・廃石膏ボード
 - ・水銀使用製品産業廃棄物
- (8) 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物にあっては、その再生又は処分を行う場合には環境大臣が定める方法による。
- (9) 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合は、次によること。
- ・廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行なうこと。
 - ・廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。（令6条の5第1項第3号ワ）
- ※石綿含有産業廃棄物の処理にあたっては、飛散防止を確保するため破碎は禁止です。
そのため、石綿含有産業廃棄物は、破碎を行う中間処理場での処理はできません。
- (10) 廃水銀等を埋立処分する場合には、あらかじめ硫化・固型化すること。
- (11) 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀を含む特別管理産業廃棄物のうち、以下の場合にはあらかじめ水銀を回収すること。
- ・水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物にあっては水銀又はその化合物中の水銀を1,000mg/kg（廃酸又は廃アルカリにあっては1,000mg/L）以上含有するもの
 - ・水銀使用製品産業廃棄物のうち、以下に掲げるものが産業廃棄物となったもの
《 水銀の回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象 》

種類	備考
スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、液柱形圧力計	
弾性圧力計、圧力伝送器	ダイアフラム式のものに限る。
真空計、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、浮ひょう形密度計、傾斜計、積算時間計、ひずみゲージ式センサ、電量計、ジャイロコンパス、握力計	

※ その他、個別基準、最終処分基準、海洋投入基準等がありますので、自ら処分を行う場合は確認をしてください。

7.4 産業廃棄物処理施設（法第15条、令第7条）

次の産業廃棄物処理施設を設置（変更等）する場合は、許可等の対象となります。

処理施設名		処理能力等
1	汚泥の脱水施設	処理能力が $10\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	処理能力が $10\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの
	天日乾燥施設	処理能力が $100\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの
3	汚泥の焼却施設 (ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設を除く。)	処理能力が $5\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの 処理能力が $200\text{ kg}/\text{時間以上}$ のもの 火格子面積が 2 m^2 以上のもの
4	廃油の油水分離施設 (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。)	処理能力が $10\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの
5	廃油の焼却施設 (海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設、廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)	処理能力が $1\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの 処理能力が $200\text{ kg}/\text{時間以上}$ のもの 火格子面積が 2 m^2 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (中和槽を有するもの。ただし、放流を目的とする一般の廃水処理に係る中和処理施設を除く。)	処理能力が $50\text{m}^3/\text{日}$ を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が $5\text{ t}/\text{日}$ を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設 (ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設を除く。)	処理能力が $100\text{ kg}/\text{日}$ を超えるもの 火格子面積が 2 m^2 以上のもの
8-2	木くず(令第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って発生したものに限る))又はがれき類の破碎施設	処理能力が $5\text{ t}/\text{日}$ を超えるもの
9	有害物質(※)又はダイキシ類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
10-2	廃水銀等の硫化施設	すべての施設
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアノ化合物の分解施設	すべての施設
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	すべての施設
12	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	すべての施設
12-2	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	すべての施設
13	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	すべての施設
13-2	上記3、5、8及び12以外の焼却施設	処理能力が $200\text{ kg}/\text{時間以上}$ のもの 火格子面積が 2 m^2 以上のもの
14	最終処分場 イ 有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分場 ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分場 (水面埋立地を除く。) ハ イ及びロ以外の産業廃棄物の埋立処分場 (水面埋立地にあっては主としてイ及びロに規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。)	遮断型処分場 安定型処分場 管理型処分場

- 1～8-2に掲げる産業廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力とは、当該施設に投入される時点における1日当たりの産業廃棄物量で表し、その施設が1日24時間稼動の場合にあっては、24時間を意味し、それ以外の場合は、実稼動時間における定格標準能力を意味する。ただし、実稼動時間が1日当たり8時間に達しない場合は稼動時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。
- 木くず(令第2条第2号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って発生したものに限る))又はがれき類の破碎施設であって、事業者が設置する移動式破碎施設については当分の間適用しない(平成12年11月29日政令493号(経過措置)第2条第1項)。
- 3, 5, 8, 13-2の施設の処理能力の基準については、いずれかに該当すれば許可対象となる。

※ 有害物質とは令別表第3の3に定める物質をいう。

8 委託処理

事業者は、その（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については（特別管理）産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければなりません。（法第12条第5項、法12条の2第5項）

また、事業者はその（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、以下に示す基準に従わなければなりません。（法第12条第6項、法12条の2第6項）

事業者はその（特別管理）産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。（法第12条第7項、法12条の2第7項）

8.1 産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準

8.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者（令第6条の2第1号、第2号）

他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託する産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

◆産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理業者とは、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の許可を受けた者をいい、許可の種類は次のように分類されます。

＜産業廃棄物の許可証＞			
◇産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外）	収集運搬業許可証	} 各業者によって取り扱う産業廃棄物の種類が異なる	
	処分業許可証		
◇特別管理産業廃棄物	収集運搬業許可証	} 各業者によって取り扱う特別管理産業廃棄物の種類が異なる	
	処分業許可証		

上記の許可は都道府県及び政令で指定する市（以下「政令市」）ごとに出されています。

特に運搬を委託する場合には、廃棄物の積込み先（廃棄物の発生場所）と、廃棄物の荷卸し先（運搬先の中間処理施設又は最終処分場）の両方の区域を管轄する都道府県知事又は政令市の許可を受けている必要があります。



また、平成23年4月1日から、一つの政令市の区域を越えて（特別管理）産業廃棄物の収集運搬を業として行おうとするものに係る許可は、都道府県知事が行うようになりました（令第27条第1項）。ただし、以下の場合は政令市の許可が必要となります。

- ・政令市の区域内で積替え保管を行う場合
- ・都道府県内の一つの政令市のみで業を行う場合（都道府県知事の許可を受けた業者が、一つの政令市内での収集運搬を行うことは可能。）

◆その他環境省令で定める者

- (1) 市町村又は都道府県（都道府県又は市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行う場合に限る。）
- (2) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬又は処分を業として行う者
- (3) 産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として定められた者
→「8.3 処理業の許可を要しない場合」表中※部分 参照
- (4) 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を行う場合に限る。）
- (5) 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を行う場合に限るとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬又は処分を業と

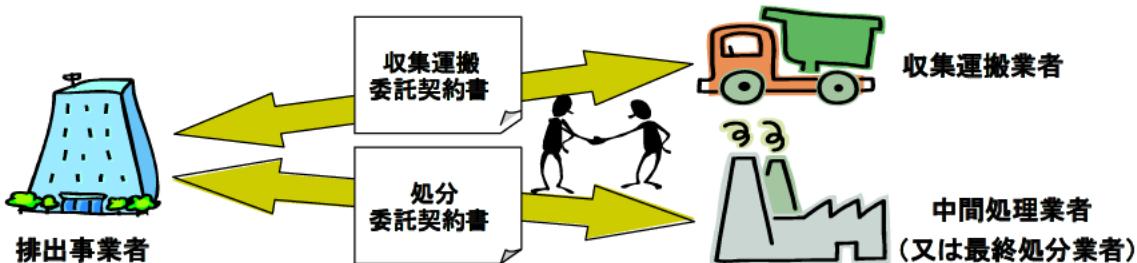
して行う者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）

- (6) 法第15条の4の4第1項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬を行う場合に限る。）

8.1.2 委託契約書（令第6条の2第4号、第5号、規第8条の4、規第8条の4の2）

委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれなければなりません。また、産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生に係る委託契約書には、処理業許可証の写し、又は認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生を業として行うことができる事が事業の範囲に含まれていることを証する書面を添付しなくてはなりません。

また、委託契約書及び添付書面をその契約終了の日から5年間保存しなくてはなりません。



◆委託契約書に盛り込む事項及び添付する書面一覧

委託契約書には共通事項のほか、それぞれの個別事項を盛り込んでください。

◇委託契約書に含める共通事項（収集運搬及び処分契約書共通）

- (イ) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- (ロ) 委託契約の有効期間
- (ハ) 委託者が受託者に支払う料金
- (ニ) 受託者が産業廃棄物の「処理業」の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
- (ホ) 委託者が受託者に対して適正処理のために必要な事項に関する情報
 - ①性状及び荷姿
 - ②通常の保管状況下での腐敗、揮発性等の性状の変化
 - ③他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - ④次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該マークの表示に関する事項
(廃パソコン用部品、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、
廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機)
 - ⑤委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - ⑥その他取扱いに際して注意するべき事項
- (ヘ) 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る(ホ)の情報に変更があった場合の情報の伝達方法
- (ト) 受託業務終了時の受託者から委託者への報告に関する事項
- (チ) 契約解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項



◇運搬契約書の個別事項（共通事項に加えて）

- (A) 運搬の最終目的地の所在地
- (B) 積替え又は保管を伴う委託に際しては、その積替え又は保管の場所の所在地、保管ができる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限
- (C) 安定型産業廃棄物にあっては他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項

◇処分契約書の個別事項（共通事項に加えて）

- (a) 処分又は再生（以下「処分等」）の場所の所在地及び処分等の方法並びに処分等に係る施設の処理能力
- (b) 最終処分以外の処分（中間処理）を委託する際には、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地及び処分等の方法並びに施設の処理能力
- (c) 許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨

◇契約書に添付する書面

許可証の写し、認定証の写しなど受託者が他人の産業廃棄物の収集運搬、処分又は再生を業として行うことができる事が事業の範囲に含まれていることを証する書面

◇保存期間

委託契約書及び添付した書面は、契約終了の日から5年間、保存すること。

◆委託契約書に含める「委託した廃棄物の適正な処理のために必要な事項」について

排出事業者は、委託契約書の「(ホ) 委託者が受託者に対して適正処理のために必要な事項に関する情報」において、委託する産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者へ提供することが求められています。情報提供が十分に行われない場合、より適切な処理方法の選択や、処理業者における適正処理や安全性確保、法令遵守が困難となる可能性があることから、可能な限り詳細な情報を提供する必要があります。

下表は委託契約書に含めるべき適正処理に必要な情報の提供の例です。なお、委託契約書のひな形は、本冊子の資料（契－1）をご参照ください。

【記載例】適正処理に必要な情報の提供

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず		
産業廃棄物の性状 及び荷姿	固体	固体		
	バラ	ポリ容器		
腐敗、揮発等性状の変化に 関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等に より生ずる支障	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙
日本産業規格C0950号に規 定する含有マークが付さ れた廃製品に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物 の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有ばいじん等の有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙
許可を受けて輸入された 廃棄物に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 別紙

その他にも、適正処理に必要な情報の提供の手段の一つに廃棄物データシート（WDS）の活用が挙げられます。

廃棄物データシートは、産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項を明示するものであり、処理業者が廃棄物処理の受託を検討する際の基礎資料となることから、排出事業者の責任において正確に記載する必要があります。

廃棄物データシートのひな形は、本冊子の資料（契－7）をご参照ください。また、具体的な記入方法については、環境省のホームページにある「廃棄物情報の提供に関するガイドライン－WDS ガイドライン－」を参照してください。

廃棄物情報の提供に関するガイドライン－WDS ガイドライン－

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

8.1.3 再委託の承諾に係る書面の写しの保管義務（令第6条の2第6号）

※ 再委託は原則として禁止されています。

事業者は再委託を承諾したときは、以下に規定する書面の写しをその承諾をした日から5年間保存しなくてはなりません。

◆再委託の基準（法第14条第16項、令第6条の12）

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはなりません。ただし、次の再委託の基準に従う場合、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の再委託が認められています。

- (1) あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者（以下「再受託者」という。）の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託が「8.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者」に掲げる基準に適合することを明らかにし、当該委託について事業者の書面による承諾（※）を受けていること。
- (2) 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている一定の事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- (3) 受託者は再受託者と「8.1.2 委託契約書」の規定に基づく契約を締結すること。
- (4) 輸入された廃棄物の処分又は再生を委託しないこと。

◆(※)承諾に係る書面の記載事項

- ・委託した産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨。）及び数量
- ・受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ・承諾の年月日
- ・再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号

8.2 特別管理産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準（法第12条の2第5項、第6項、第7項）

「8.1 産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準」によるほか、以下の基準に従うこと。

8.2.1 特別管理産業廃棄物の処理を委託できる者

◆特別管理産業廃棄物処理業者

「8.1.1 産業廃棄物の運搬、処分を委託できる者」を参照してください。

◆その他環境省令で定める者（規第8条の14、規第8条の15）

- (1) 市町村又は都道府県（都道府県又は市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行う場合に限る。）
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として定められた者
→「8.3 処理業の許可を要しない場合」中（※部分）参照
- (3) 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者（当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を行う場合に限るとし、その委託を受けて当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）

8.2.2 処理業者等への事前の文書通知（令第6条の6第1号、規第8条の16）

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知すること。

- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

8.2.3 委託契約書（令第6条の6第2号、規第8条の16の2、規第8条の16の3）

「8.1.2 委託契約書」のうち「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替え、同じ基準が適用されます。

8.2.4 再委託の承諾に係る書類の保管義務（令第6条の6第2号）

「8.1.3 再委託の承諾に係る書類の保管義務」同様、5年間です。

8.3 処理業の許可を要しない場合

(法第14条第1項、同第6項、第14条の4第1項、同第6項、第15条の4の2第1項、第15条の4の3第1項、第15条の4の4第1項、規第9条、規第10条の3、規第10条の11、規第10条の15)

区分	産業廃棄物 収集運搬業の 許可不要	産業廃棄物 処分業の 許可不要	特別管理産業廃棄物 収集運搬業の 許可不要	特別管理産業廃棄物 処分業の 許可不要
事業者（自らその産業廃棄物を処理する場合）	○	○	○	○
専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処理をする者（※1）	○	○	—	—
（※）産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として定められた者				
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第20条第1項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者又は同条第二項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者若しくは漁港管理者（同法第3条第13号に規定する廃油の処理を行う場合に限る。）	○	○	○	○
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処理を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの	○	○	—	—
広域的に処理することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬産業廃棄物のみの処理を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）（※2）	○	○	—	—
国（産業廃棄物の処理をその業務として行う場合に限る。）	○	○	○	○
広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づいて設立された広域臨海環境整備センター（同法第19条に規定する業務として産業廃棄物の処理を行う場合に限る。）	○	○	—	—
日本下水道事業団（日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）附則第2項に規定する業務として産業廃棄物の処理を行う場合に限る。）	○	○	—	—
産業廃棄物の輸入に係る運搬を行う者（自ら輸入の相手国から本邦までの運搬を行う場合に限る。）	○	—	○	—
産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）	○	—	○	—
食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物（事業活動に伴って生じたものであって、牛の脊柱に限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者	○	—	—	—
と畜場法（昭和28年法律第百十四号）第3条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獸畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物（事業活動に伴って生じたものに限る。）のみの収集又は運搬を業として行う者	○	—	—	—
動物の死体（事業活動に伴って生じたものであって、畜産農業に係る牛の死体に限る。規第10条の3第8号において同じ。）のみの収集又は運搬を業として行う者	○	—	—	—
動物の死体のみの処分を業として行う者（処分にあたっては化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場において処分を行う場合に限る。）	—	○	—	—
法第19条の8第1項の規定により、環境大臣又は都道府県知事が自ら生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずる場合において、環境大臣又は都道府県知事の委託を受けて当該委託に係る産業廃棄物のみの処理を行う者	○	○	○	○

法第15条の4の2第1項に基づいて環境大臣の認定（産業廃棄物の再生利用に係る特例）を受けた者（※3）	○	○	○	○
法第15条の4の3第1項に基づいて環境大臣の認定（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）を受けた者	○	○	○	○
法第15条の4の4第1項に基づいて環境大臣の認定（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）を受けた者	○	○	○	○

(※1) 古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等（昭和46年10月16日付環整第43号）

(※2) 指定した産業廃棄物：廃自動車及び廃原動機付自転車

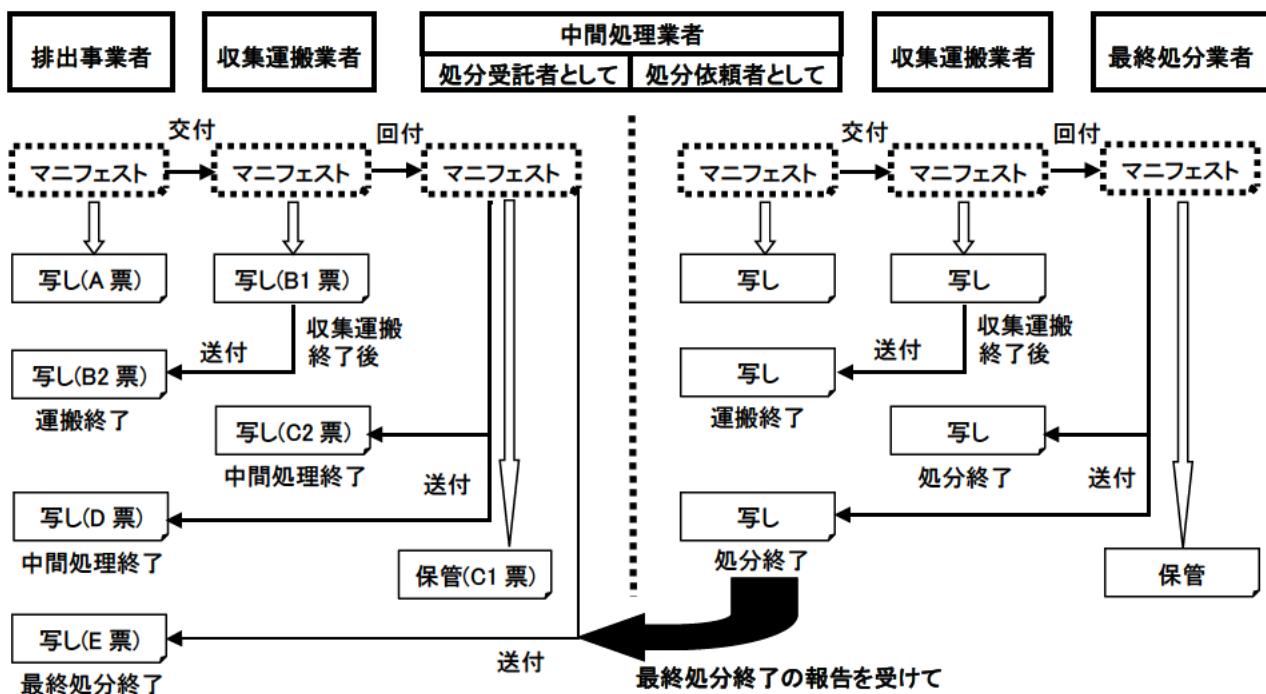
(※3) 廃ゴム製品（ゴムタイヤその他のゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となったものに限る。）、汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造、太陽電池製造若しくはシリコンウェハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）、廃プラスチック類、廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項に規定する化製場から排出されるものに限る。）、金属を含む廃棄物（当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限る。）

9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

産業廃棄物管理票制度は、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票（以下「管理票」又は「マニフェスト」という。）を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度です。

なお、事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際には、書面により委託契約を行うことなど委託基準を遵守しなければなりませんが、これは処理責任を有する事業者と受託者が委託内容について互いに十分確認することを趣旨とするものであって、委託契約を行う際に遵守すべき義務です。これに対して、産業廃棄物管理票に係る義務は、実際に処理を委託した産業廃棄物を引き渡す際に遵守すべきものであって、委託基準とは別途必要とされる義務になります。（法第12条の3から法第12条の6、平成23年3月17日付環廃産発第110317001号通知）

9.1 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（例）



- 1 **排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみの委託の場合は、処分受託者）に対し、必要事項を記入した管理票を交付しなくてはなりません。**また、交付した管理票の写し（A票）は、管理票を交付した日から5年間保存しなければなりません。
- 2 **運搬受託者は、運搬終了後、管理票に必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にその管理票の写し（B2票）を送付しなければなりません。**また、産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、処分受託者に管理票を回付しなければなりません。
- 3 **処分受託者は、処分終了後、管理票に必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者にその管理票の写し（D票）を送付しなければなりません。**また、その管理票が運搬受託者により回付されたものであるときは、回付をした者にもその管理票の写し（C2票）を送付しなければなりません。
- 4 **前項の処分受託者が中間処理を受託した者である場合は、その処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、排出事業者から交付又は運搬受託者から回付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、管理票交付者に10日以内にその管理票の写し（E票）を送付しなくてはなりません。**
- 5 **管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けたときは、その運搬又は処分が終了したことをその管理票の写しにより確認し、かつ、その管理票の写し（B2票、D票、E票）を送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。**

9.2 管理票の交付（法第12条の3第1項）

その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時にその産業廃棄物の運搬を受託した者（処分のみの委託の場合は、その処分を受託した者）に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。

◆交付について（規第8条の20、規第8条の21の2）

- (1) 引き渡す産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 引渡しに係る産業廃棄物の運搬先が2つ以上である場合、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 引き渡す産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- (4) 交付した管理票の写しは管理票を交付した日から5年間保存すること。

◆排出事業者の記載事項（規第8条の20、規第8条の21）

- (1) 産業廃棄物の種類、数量、受託者の氏名又は名称
- (2) 交付年月日、交付番号
- (3) 委託者（排出事業者）の氏名又は名称及び住所
- (4) 排出事業場の名称及び所在地
- (5) 交付担当者の氏名
- (6) 受託者（運搬及び処分業者）の住所
- (7) 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には当該積替え又は保管を行う場合の所在地
- (8) 荷姿
- (9) 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- (10) 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

網掛け部分は全て排出事業者が記載しなければならない事項です！

様式第二号の十五(第八条の二十一関係)

産業廃棄物					
交付年月日	年(2)月 日	交付番号 (2)	付担当者 氏名 (5)		
事業者	氏名又は名称		事業場 所在地 〒 (3) 電話番号	名称 所在地 〒 (4) 電話番号	
産業廃棄物	種類 (1)	数量 (1)、(10)		荷姿 (8)	備考・通信欄
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）				
最終処分の 場所	所在地 (9)				
運搬受託者	氏名又は名称 (1)	運搬先の 事業場 所在地 〒 (6) 電話番号	名称 所在地 〒 (7) 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称 (1)	積替え又 は保管 所在地 〒 (6) 電話番号	所在地 〒 (7) 電話番号		
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 ㊞	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 ㊞	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地				

（記載上の注意）

- 1 日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。
- 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

9.3 運搬受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等（法第12条の3第3項、規第8条の23）

運搬受託者は、その運搬を終了したときは、前項により交付された管理票に必要事項を記載し、管理票交付者に管理票の写しを運搬終了後10日以内に送付しなければなりません。この場合において、その産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、処分受託者に管理票を回付しなければなりません。

◆管理票交付者は、管理票の写し（B2票）の送付を受けたときは、当該運搬が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写し（B2票）を当該送付を受けた日から5年間保存しなくてはなりません。（法第12条の3第6項、規第8条の26）

◆運搬受託者の記載事項（規第8条の22）

- (1) 氏名又は名称（及び受領印）
- (2) 運搬を担当した者の氏名
- (3) 運搬を終了した年月日
- (4) 積替え又は保管場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行った場合には、拾集量

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票								
交付年月日	年月日	交付番号		交付担当者	氏名			
事業者	氏名又は名称			事業場	名称			
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号			
産業廃棄物	種類			数量	荷姿 備考・通信欄			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）							
最終処分の 場所	所在地							
委託した業者からB2票が戻ってきたら、 これら網掛け部分を確認しましょう！					の	名称 所在地 〒 電話番号		
処分受託者	氏名 住所 〒 電話番号			積替え又 は保管	所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		(1)、(2)	受領印 ㊞	運搬終了年月日	年(3)月日	有価物拾集量	(4)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			受領印 ㊞	処分終了年月日	年月日	最終処分終了年月日	年月日
最終処分を行った場所	所在地							

（記載上の注意）

- 1 日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 2 余白には斜線を引くこと。
- 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
- 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

9.4 処分受託者の記載事項及び管理票交付者への送付等（法第12条の3第4項、規第8条の25）

処分受託者は、その処分を終了したときは、排出事業者により交付、又は運搬受託者により回付された管理票に必要事項を記載し、管理票交付者に管理票の写しを処分終了後10日以内に送付しなければなりません。またその管理票が運搬受託者により回付されたものであるときは、回付をした者にも管理票の写しを送付しなければなりません。

◇**管理票交付者は、管理票の写し（D票）の送付を受けたときは、当該処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写し（D票）を当該送付を受けた日から5年間保存しなくてはなりません。（法第12条の3第6項、規第8条の26）**

◆処分受託者の記載事項（規第8条の24）

- (1) 氏名又は名称（及び受領印）
- (2) 処分を担当した者の氏名
- (3) 処分を終了した年月日
- (4) 当該処分が最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）である場合にあっては、最終処分が終了した旨（※）
- （※）当該最終処分を行った場所の所在地及び当該最終処分が終了した年月日を記載

「最終処分」とは埋立処分、海洋投入処分又は再生をいうことから、委託した産業廃棄物について中間処理後に一部分が再生され、その余の部分が埋立処分される場合には、再生処理施設と最終処分場についていずれも記載しなければなりません。

様式第二号の十五(第八条の二十一関係)

産業廃棄物管理票								
交付年月日	年月日	交付番号		交付担当者	氏名			
事業者	氏名又は名称			名称				
	住所	〒		事業場	所在地	〒		
電話番号				電話番号				
産業廃棄物	種類				数量	荷姿		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）							
最終処分の 場所	所在地							
運搬受託者	氏名又は名称	運搬先の 事業場	名称					
	住所	〒	所在地	〒				
	委託した業者から、D票が戻ってきたら、 これら網掛け部分を確認しましょう！				電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名 (運搬担当者の氏名)		受領印	④	運搬終了年月日	年月日	有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)	(1)、(2)	受領印	④	処分終了年月日	年(3)月日	最終処分終了 年月日	年(4)月日
最終処分を行った場所	所在地	(4)	(※)					
(記載上の注意) 1 日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 2 余白には斜線を引くこと。 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。								

※ 再生を委託した場合における「最終処分を終了した年月日」については、実際に有償売却された年月日をいうものではなく、中間処理をして産業廃棄物を客観的に売却できる性状の物とした年月日をいいます。

9.5 処分受託者(中間処理業者)の最終処分終了に係る記載事項及び管理票交付者への送付等

処分受託者(中間処理業者)は、中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、排出事業者により交付又は運搬受託者より回付された管理票に最終処分が終了した旨、(※)当該最終処分を行った場所の所在地及び(※)当該最終処分が終了した年月日を記載するとともに、当該管理票に係るすべての中間処理産業廃棄物について最終処分が適正に終了したことを確認の上、当該処分を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを10日以内に送付しなければなりません。

◇管理票交付者は、管理票の写し(E票)の送付を受けたときは、当該処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写し(E票)を当該送付を受けた日から5年間保存しなくてはなりません。(法第12条の3第6項、規第8条の26)

様式第二号の十五(第八条の二十一関係)

産業廃棄物管理票						
交付年月日	年月日	交付番号		交付担当者	氏名	
事業者	氏名又は名称			事業場	名称	
	住所	〒			所在地	〒
電話番号			電話番号			
産業廃棄物	種類			数量	荷姿	
				備考・通信欄		
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
最終処分の 場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称	運搬先の 事業場	名称			
	住所		〒	所在地	〒	
	電話番号		電話番号			
処分受託者	委託した業者からE票が戻ってきたら、これら網掛け部分を確認しましょう！					
運搬の受託	(受託者) (運搬担当者の 氏名)	受領印	④	運搬終了年月日	年月日	有価物拾集量
処分の受託	(受託者の氏名又は (処分担当者の氏名)	受領印	④	運搬終了年月日	年月日	最終処分終了年月日
最終処分を行った場所	所在地 (※)					
(記載上の注意) 1 日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 2 余白には斜線を引くこと。 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。						

9.6 管理票交付者の報告（法第12条の3第7項、規第8条の27）

排出事業場ごとに、毎年6月30日までにその前年度1年間（前年4月1日から当該年3月31日まで）の交付状況を産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第三号）（本冊子資料 様－2参照）により本市に報告しなければなりません。なお、同一の都道府県又は政令市の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、当該2以上の事業場を1の事業場とします。

9.7 管理票交付者が講すべき措置（法第12条の3第8項、規第8条の28、規第8条の29）

次の場合は、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じなければなりません。また、次に規定する期間が経過した日から30日以内に措置内容等報告書（様式第四号）（本冊子資料 様－5参照）を横浜市長に提出するものとされています。

- (1) 規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しを受けたとき。
- (2) 管理票交付の日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に写しの送付を受けないとき。
- (3) 最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しについては、管理票の交付の日から180日以内に送付を受けないとき。
- (4) 産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがあるとして、産業廃棄物処理業者等からその旨の通知を受けた場合において、引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨の管理票の写しの送付を受けていないとき。

9.8 管理票の交付を要しない場合（規第8条の19）

- (1) 市町村又は都道府県（法第11条第2項又は第3項の規定により、産業廃棄物の収集運搬又は処分をその事務として行う場合に限る。）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- (2) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第20条第2項の規定により国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行う港湾管理者又は漁港管理者（廃油（同法第3条第13号に規定する廃油をいう。）以下、この号及び(11)において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。）に廃油の運搬又は処分を委託する場合
- (3) 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合
- (4) 法第15条の4の2第1項の認定を受けた者（資源として利用することが可能な金属に係る当該認定を受けた者を除く。）に当該認定に係る産業廃棄物の当該指定に係る運搬又は処分を委託する場合
- (5) 法第15条の4の3第1項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第2項第2号に規定する者である者に限る。）を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を委託する場合
- (6) 規第9条第2号の指定を受けた者（再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの運搬に係る都道府県知事の指定を受けた者）に当該指定に係る産業廃棄物のみの運搬を委託する場合
- (7) 規第10条の3第2号の指定を受けた者（再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処分に係る都道府県知事の指定を受けた者）に当該指定に係る産業廃棄物のみの処分を委託する場合
- (8) 国（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分をその業務として行う場合に限る。）に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- (9) 運搬用パイプライン及びこれに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の運搬及び処分を行う者に当該産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合
- (10) 産業廃棄物の輸出に係る運搬を行う者に本邦から輸出の相手国までの産業廃棄物の運搬を委託する場合
- (11) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定により国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者（廃油の収集若しくは運搬又は処分を行う場合に限る。）に同法第9条第3項に規定する外国船舶（専ら本邦の各港間又は港のみを航行するものを除く。）において生じた廃油の運搬又は処分を委託する場合

9.9 電子情報処理組織の使用（電子マニフェスト）（法第12条の5）

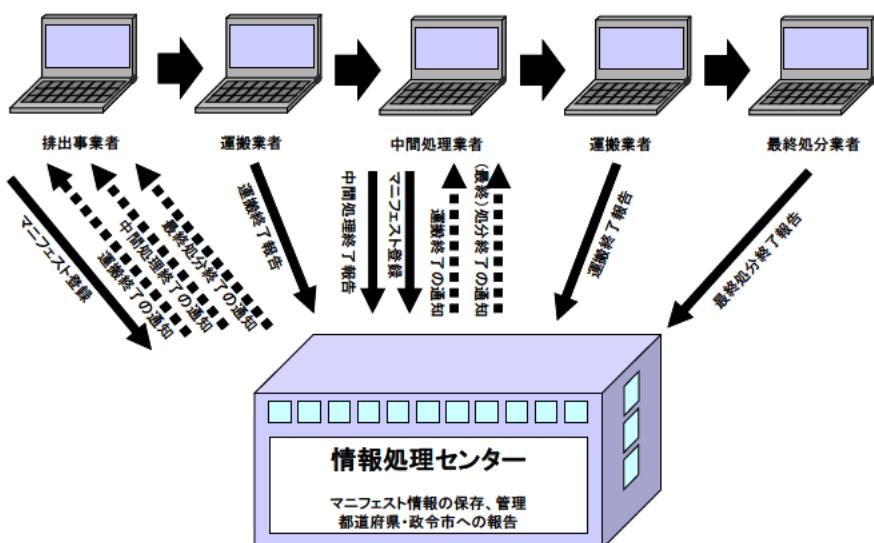
電子マニフェスト制度は、マニフェストを電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が情報処理センターを介してネットワークでやり取りする仕組みです。

令和2年4月1日から、当該年度の前々年度において特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者には電子マニフェストの使用が義務付けられています。

◆電子マニフェストシステムの主な特徴

- ① 電子マニフェストでは、運搬や処分の状況がパソコン、スマートフォン、タブレットの画面で把握できるほか、マニフェストの情報の登録が簡単になります。
- ② 電子マニフェストの保存は、情報処理センターが代行するためマニフェストの保存が不要となります。
- ③ 都道府県知事、政令市長へ毎年提出するマニフェストの交付に関する報告書(産業廃棄物管理票交付等状況報告書)は「情報処理センター」が代行するため提出が不要となります。
- ④ 運搬終了、中間処理終了、最終処分終了の報告が排出事業者に通知されます。
- ⑤ 法で定める報告期限が近づいていることの通知を受けたり、マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用したりすることができます。
- ⑥ マニフェスト情報の一覧や管理票の印刷(単票、複写式伝票)ができます。

◆電子マニフェストの流れ



◆加入

電子マニフェストを運用するためには、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者がシステムに加入する必要があります。排出事業者は任意の単位で加入できます(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所等の単位)。

◆問い合わせ先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)
〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー13階
電話: 0800-800-9023 (電子マニフェストサポートセンター)
ホームページ: <https://www.jwnet.or.jp/index.html>

9.10 都道府県等への報告（規第8条の38）

排出事業者は、情報処理センターから90日(特別管理産業廃棄物は60日)以内に運搬又は処分受託者の終了報告を受けない旨の通知があったとき、また180日以内に処分受託者が中間処理産業廃棄物について最終処分の終了報告を受けないと、虚偽の内容を含むことを知ったとき、運搬又は処分受託者から処理困難通知を受け、処理終了報告を受けないとときは、30日以内に都道府県知事に措置内容等報告書(様式第五号)(本冊子 様-7参照)を提出しなければなりません。

10 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保有している事業者の方

10.1 PCB特措法について

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物は、処分されず長期間保管されている状況にあることから、保管・処分等の規制、処理体制の整備を速やかにすすめ、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月22日法律第65号「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」という。）が公布され、平成28年8月1日に改正されました。

この法律では、事業者はPCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないこと、高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く。）の所有事業者は、処分期間内に、その高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く。）を廃棄しなければならないこと、PCB廃棄物の処理はこの法律に定めるもののほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律が対象となること、事業者はPCB廃棄物を処分期間内に自ら処分、又は処分を他人に委託しなければならないこと、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けの制限等が定められています。なお、PCB廃棄物の処分期間は、横浜市内の事業場の場合、高濃度PCB廃棄物に該当する廃PCB等及び変圧器（トランス）、コンデンサー（3kg以上）などは令和4年3月31日まで、それ以外の高濃度PCB廃棄物については令和5年3月31日まで、低濃度PCB廃棄物については令和9年3月31日までとなっています。

10.2 PCB廃棄物の種類、保管基準等について（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく）

特別管理産業廃棄物の種類（P3）、保管基準（P12）、産業廃棄物の処理（運搬、処分）を自ら行う場合等（P13）、委託処理（P17）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度（P23）を参照してください。

10.3 譲渡し及び譲受けの制限（PCB特措法第17条、同規則第26条）

何人も以下の場合のほか、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはなりません。

- (1) 地方公共団体に譲り渡す場合
- (2) 地方公共団体が譲り受ける場合
- (3) PCB廃棄物の処理技術の試験研究、又は処理施設における試運転を目的とする場合であって、次の場合
 - イ 市長が認めた場合
 - ロ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社に譲り渡す場合
 - ハ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社が譲り受ける場合
- (4) PCB廃棄物を保管する事業者が確実かつ適正にPCB廃棄物を保管することができなくなったと市長が認めた場合であって、次の場合
 - イ PCB廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として市長が認める者に譲り渡す場合
 - ロ 当該PCB廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として市長が認める者が譲り受ける場合

10.4 PCB特措法に基づく届出について

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】（PCB特措法第8条第1項、第15条、第19条、同規則第9条、第20条、第27条）

PCB廃棄物の保管事業者、高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く。）の所有事業者及び処分（再生含む。）する者は、毎年度、前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況、高濃度PCB使用製品（電気工作物を除く。）の廃棄の見込みに関し、当該年度の6月30日までに、横浜市長へ届け出なければなりません。

なお、保管及び処分の状況、廃棄の見込みについては公衆の縦覧に供されます。

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書【様式第二号】（PCB特措法第8条第2項、同規則第10条第2項、第11条、第21条、第28条）

PCB廃棄物の保管事業者は、PCB廃棄物の保管の場所を変更した場合、その変更があった日から10日以内に、当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事・政令市長及び変更

後の保管の場所を管轄する都道府県知事等へ、その旨を届け出なければなりません。

また、高濃度P C B使用製品（電気工作物を除く。）の所有事業者は、高濃度P C B使用製品（電気工作物を除く。）の所在の場所を変更した場合、その変更のあった日から10日以内に、当該変更の直前の所在の場所を管轄する都道府県知事等及び変更後の所在の場所を管轄する都道府県知事等へ、その旨を届け出なければなりません。

○ **ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書【様式第四号】（P C B特措法第10条、第15条、第19条、同規則第13条、第23条、第31条）**

P C B廃棄物の保管事業者は、全ての高濃度P C B廃棄物若しくは全ての低濃度P C B廃棄物を処分した日から20日以内に、横浜市長へ、その旨を届け出なければなりません。

また、高濃度P C B使用製品（電気工作物を除く。）の所有事業者は、全ての高濃度P C B使用製品（電気工作物を除く。）の廃棄を終えた日から20日以内に、横浜市長へ、その旨を届け出なければなりません。

○ **承継届出書【様式第七号】（P C B特措法第16条第2項、第19条、同規則第25条第1項、第35条第1項）**

P C B廃棄物の保管事業者又は高濃度P C B使用製品（電気工作物を除く。）の所有事業者について相続、合併又は分割（その保管するP C B廃棄物又は所有する高濃度P C B使用製品（電気工作物を除く。）に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後相続する法人若しくは合併後により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継します。

事業者の地位を承継した者は、承継があった日から30日以内に横浜市長へ、その旨を届け出なければなりません。

○ **譲受け届出書【様式第八号】（P C B特措法規則第26条第2項、第36条）**

環境省令で定める場合により、P C B廃棄物又は高濃度P C B使用製品を譲り受けた者は、当該P C B廃棄物又は当該高濃度P C B使用製品を譲り受けた日から30日以内に、横浜市長へ、その旨を届け出なければなりません。

●**使用中のP C Bを含む製品等について**

◇P C Bの製造及びP C Bを含む製品の使用は原則として禁止されています。ただし、P C Bを含む製品のうち、P C Bを閉鎖系で絶縁油として使用する変圧器（トランス）、コンデンサー等は飛散流出のおそれがないため、使用が例外的に認められています。ただし、移設して再使用することや、故障による修理は禁止されています。

◇使用中P C B製品については、電気事業法／電気関係報告規則に基づく届出が必要となります。使用、変更、廃止、事故の届出様式及び届出先は経済産業省関東東北産業保安監督部のH Pを参照してください。

https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/pcb/pcb_index.html

電話による問合せ：048-600-0387

（経済産業省関東東北産業保安監督部電力安全課安全推進係）

◇使用中のP C B製品についても、今後の処理計画、指導等のため、前頁の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一））の提出をお願いします。

10.5 横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱に基づく届出

横浜市ではP C B廃棄物の保管場所変更等に伴う運搬や、法令等に定めのない事項について、適正管理の推進を目的として、平成24年4月に横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱を制定し、平成29年6月に改正しました。

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物新規発生報告書（要綱第1号様式）

P C B廃棄物が新たに発生等した場合には、速やかに報告書を提出してください。

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物等保管状況等変更報告書（要綱第2号様式）

P C B特措法第8条に規定する届出を行ったP C B廃棄物について、P C B廃棄物ではないことが判明した場合や、数量や種類等が異なることが判明した場合は、その事項が判明した日から30日以内に、報告書を提出してください。

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物運搬計画書（要綱第3号様式）

事業者は、P C B廃棄物の保管場所を変更する場合は、事前にその移動計画について運搬計画書を提出してください。

◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲渡し申請書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物譲受け申請書（要綱第4号様式及び第5号様式）

試験研究等又は適正管理の困難に伴い、P C B廃棄物の譲渡し及び譲受けを行う場合はあらかじめ本市に相談の上、申請書を提出してください。

10.6 高濃度P C B廃棄物の処理施設について

横浜市内に保管されている高濃度P C B廃棄物※は、安定器等・汚染物については、北海道P C B廃棄物処理施設（北海道室蘭市仲町14番地7）で処理します。当該施設では、首都圏のP C B廃棄物を処理することとしていますので、市内の保管事業者は、処理されるまでの間、保管する必要があります。引き続き、法に基づく適正保管の遵守やP C B特別措置法に規定する保管状況等の届出をお願いします。

なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での処理にあたっては事前の登録が必要となります。詳しくは中間貯蔵・環境安全事業株式会社にお問い合わせください。

※高濃度P C B廃棄物のうち、変圧器、コンデンサー(3kg以上)及び廃P C Bなどの処分期間は令和4年3月31日をもって終了しています。

10.7 低濃度P C B廃棄物の処理施設について

微量P C B汚染廃電気機器等の低濃度P C B廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社ではなく、環境大臣が定める無害化処理認定施設等で処理します。なお、無害化処理認定施設等は環境省のホームページで確認することができます。

○P C B特措法等に伴う届出等

届出書の各様式のホームページアドレス（横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課）：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sanpai.html>

○高濃度P C B廃棄物の処理等

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

ホームページアドレス（処理料金表等掲載）：<https://www.jesconet.co.jp/>

TEL 登録について：03-5765-1935

処理の時期・契約方法について：03-5765-1951

安定器等・汚染物の処理の時期・契約方法等について：03-5765-1197

○環境省P C B廃棄物関連

ホームページアドレス：<https://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

○無害化処理認定施設（低濃度PCB廃棄物処理施設）

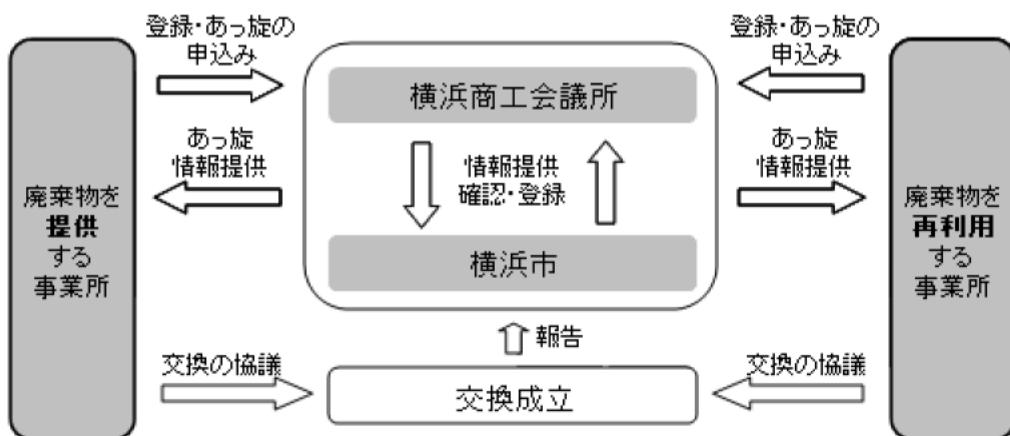
ホームページアドレス：<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

11 廃棄物交換システム

廃棄物交換システムとは、横浜市内の各事業所から発生する廃棄物の中で、他の事業所で資源として有効に再利用できる廃棄物、あるいは廃棄物を利用したいと考えている事業所についての情報をを集め、その情報を各事業所に提供するとともに、あっ旋を行い、事業所間の交換を促すことにより廃棄物の再利用を進め、廃棄物の資源化・減量化を図るものです。

廃棄物交換システムを利用することにより、廃棄物の提供事業所は、廃棄物の減量化につながるとともに、処理費用が節約でき、再利用事業所は原材料購入費が節約できるなどのメリットがあります。

なお、廃棄物交換システムは、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市並びに商工会議所及び商工会と共同して実施しています。



◆利用できる事業所

横浜市内の事業所で、提供廃棄物を直接排出する事業所並びに自らその廃棄物を再利用する事業所です。なお、「神奈川県内廃棄物広域交換システム」により、神奈川県内の事業所についてもあっ旋を行います。

◆対象となる廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち具体的に再利用が可能なものに限られます。

◆交換条件

- (1) 利用者間で金品の授受は行わない。
- (2) 廃棄物の運搬は、提供事業所又は再利用事業所が自ら運搬するか、若しくは提供事業所が廃棄物の収集運搬許可業者に委託する。

◆廃棄物交換システム成立事例

提供側の廃棄物	再利用側の用途
貝殻の焼却で発生した燃え殻	中和剤
エンジンオイル交換で発生した廃油	燃料
成形くず、廃梱包材などの廃プラスチック	再生原料
有機性の汚泥	肥料原料
食料品製造工程で発生した動植物性残さ	飼料、肥料原料



◆申込み方法・申込み先

商工会議所へ「登録申込書」により申し込みます。

なお、廃棄物交換システムを利用する場合の登録、あっ旋は無料です。

横浜商工会議所産業振興部商工振興担当

〒231-8524 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル8階

電話番号 045-671-7470

※詳しくは、横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課（045-671-3818）までお問合せください。

12 3R・熱回収の取組について

12.1 3R・熱回収について

排出事業者は、自ら設計・製造する製品等の工程から排出される産業廃棄物の発生状況や性状等を正確に把握できる立場にあることから、循環型社会形成推進基本法の拡大生産者責任（EPR）を踏まえて、製品の設計・製造においても3Rに配慮するとともに、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）（3R）の計画的な推進を図る必要があります。

また、再使用や再生利用がされないものであって熱回収ができるものについては熱回収を推進するよう配慮する必要があります。

横浜市では第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（平成28～32年度）を策定し、その中で、産業廃棄物の排出事業者として、以下のような責務を挙げています。

- (1) 工程管理や品質管理等の改善により発生抑制、再使用及び再生利用を推進します。
- (2) 再生利用等ができない産業廃棄物については、単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用する等の環境に配慮した処理を選択します。
- (3) 産業廃棄物の適正処理を確保するため、適正な処理費用を負担します。

12.2 リデュースの取組について

リデュース（発生抑制）とは、省資源化や長寿命化といった取組を通じて製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効率を高め、廃棄物の発生量を極力少なくすることです。

◆長寿命製品の利用促進

循環型社会を形成するためには、廃棄物の発生自体を抑制することが必要です。そのため、製品の利用者は、購入の段階から長寿命製品を選択し、長く使用することで廃棄物を減らすことができます。また、製品を製造する事業者は、設計段階から耐久性の高い部品を使用したり、異なる機種に共通部品を使用し、修理を容易にする工夫など、製品自体を長く使用できるようにする必要があります。

<一例>

- ・照明を白熱電球等から、寿命の長いLED電球に更新するなど、寿命の長い製品を購入する。
- ・パソコン等を修理しながら長く使用するなど、部品の交換や定期メンテナンスにより、製品自体を長く使用する。

□指定省資源化製品、資源の有効な利用の促進に関する法律（経済産業省のホームページ）

https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/

12.3 リユースの取組について

一度使用された製品を、必要に応じ適切な処置を施しつつ製品として再度使用すること、または、再使用可能な部品を再度利用することをリユース（再使用）といいます。

◆事業所内再使用の促進

事業所内で不要になったが、まだ使えるものを他の部署で再び使う場合や、使用済み製品、部品、容器などを回収し、修理や洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合があります。

<具体的事例>

- ・備品や消耗品のリユース

事業所内にリユースコーナーを設置して、社内で不要になった備品や消耗品のリストを作成して情報を共有化し、リユースを行うことにより廃棄物のリデュースに取り組んでいます。（資源循環局一般廃棄物対策課で認定している3R活動優良事業所より）

- ・梱包材のリユース

納入品の梱包材が廃棄物になる量が多いことから、納入品の梱包材の削減を図るため、納入品の通い箱化を継続実施しています。（神奈川県「廃棄物自主管理事業」の3Rに関する取組事例より）

・中古パソコンのリユース

中古パソコンを地域で活動するNPO法人を通じて国内外の学校に寄贈しています。事業所内の一画をにある作業スペースをNPO法人へ無償で提供しており、NPO法人職員が中古パソコンのデータ消去や使用許諾済ソフトのインストールなどメンテナンスを行った上で寄贈しています。(神奈川県「廃棄物自主管理事業」の3Rに関する取組事例より)

□一般廃棄物対策課の認定3R活動優良事業所

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-jigyo/jigyo/nintei/>

□神奈川県「自主品牌事業」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/torikumi.html#jirei1>

12.4 リサイクルの取組について

リサイクル(再生利用)とは、一度使用された製品や、製造に伴って生じた副産物を、回収して原料の状態に還元し、再び用いることです。

◆リサイクル製品の利用・普及促進

リサイクル製品の普及のため、事業者を含めた製品の利用者は、リサイクル製品を積極的に使用することが望されます。また、製品、サービスの提供者である事業者は、製造段階において、再生して作られたリサイクル材料を積極的に採用するとともに、容易にリサイクルが可能な製品を設計・開発することが必要です。

(1) リサイクル製品等の低環境負荷製品の選択について

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」では、製品やサービスを購入する際は、国や地方公共団体だけでなく、事業者に対してもできる限り環境への負荷が少ないものを選んで購入する、グリーン購入に取り組むことを求めています。グリーン購入を行うためには、「エコマーク製品」、「エコリーフ環境ラベル製品」及び「リサイクル認定製品」から製品を選ぶことや、「エコ商品ねっと」から情報収集することが有用です。

□エコ商品ねっと(グリーン購入ネットワークのホームページ)

<https://gpn.jp/econet/>

□エコマーク(財団法人日本環境協会のホームページ)

<https://www.ecomark.jp/>

□エコリーフ環境ラベル(社団法人産業環境管理協会のホームページ)

<http://www.ecoleaf-jemai.jp/>

□かながわリサイクル認定製品制度のページ(神奈川県のホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f7323/>

□環境ラベル等データベース(環境省のホームページ)

<https://www.env.go.jp/policy/hozon/green/ecolabel/index.html>

(2) リサイクル製品等の低環境負荷製品の製造について

事業者は、リサイクル材料を使用した製品あるいは、リサイクルしやすい製品を設計・製造することが必要です。例えば、多くの部品やさまざまな材質からなる家電製品や自動車などの製品は、部品ごとに原材料の種類等を表示することで、廃棄物となった場合も材質ごとに分類し、マテリアルリサイクルが可能になります。

また、ホームページ等でリサイクル製品を製造していることを積極的に公表することで、消費者がリサイクル製品を選択しやすくなります。リサイクル製品等の低環境負荷製品については、エコマーク等以外にも事業者が自ら環境ラベル等を設定してリサイクル製品であることを表示している例もあります。

12.5 サーマルリサイクル・処理施設の設置促進

循環型社会を形成するために、再生利用が適當ではない廃棄物については、単に焼却処理するのではなく、焼却時に発電等の熱回収を行い、エネルギーを回収することが必要です。そのため、排出事業者は、廃棄物の焼却処分を行う際はできるかぎり熱回収施設を利用することが望されます。

環境省が認定した廃棄物熱回収施設設置者のリストは以下のホームページで確認できます。

□廃棄物熱回収施設設置者認定制度(環境省のホームページ)

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html>

13 廃棄物の投棄禁止

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはなりません。(法第 16 条)

14 廃棄物の焼却禁止

何人も次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはなりません。(法第 16 条の 2)

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として、焼却禁止の例外となる場合は次のとおりである。
 - ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

15 報告徴収

市長は、法律の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設の設置者等に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬、処分及び産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。(法第 18 条第 1 項)

なお、平成 23 年 4 月 1 日から、報告徴収の対象者に「その他の関係者」が追加されました。具体的には、例えば、所有し、管理し、又は占有する土地において不適正処理を承諾又は黙認するなどして積極的又は消極的に不適正処理に協力している土地の所有者、管理者若しくは占有者や、不適正処理を斡旋若しくは仲介したブローカー又は不適正処理を行った者に対して資金提供を行った者等が該当します。

16 立入検査

市長は、法の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、その他関係者等の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、産業廃棄物処理施設等のある土地若しくは建物等に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬、処分及び産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。(法第 19 条第 1 項)

なお、「その他関係者」とは、具体的には、例えば、所有し、管理し、又は占有する土地において不適正処理が行われていることを承諾又は黙認するなどして積極的又は消極的に不適正処理に協力している土地の所有者、管理者若しくは占有者や、不適正処理をあっ旋若しくは仲介したブローカー又は不適正処理を行った者に対して資金提供を行った者等が該当し、「その他の場所」とは、具体的には、例えば、コンテナ、航空機等が該当します。

17 主な罰則

17.1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

法第 25 条：5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項等	違反条文	説明
5	措置命令違反	第 19 条の 5 第 1 項 第 19 条の 6 第 1 項	産業廃棄物の処分者等あるいは、産業廃棄物の排出事業者等が、生活環境の保全上の支障の除去等の措置命令に従わなかった場合
6	処理委託の規定に違反して他人に委託した者	第 12 条第 5 項 第 12 条の 2 第 5 項	産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者以外の者に委託した者
8	産業廃棄物処理施設無許可設置違反	第 15 条第 1 項	産業廃棄物処理施設の設置に当たって許可を受けなかった者
9	産業廃棄物処理施設許可の不正取得	第 15 条第 1 項	不正の手段により産業廃棄物処理施設の許可を受けた者
10	産業廃棄物処理施設無許可変更違反	第 15 条の 2 の 6 第 1 項	産業廃棄物処理施設の変更(第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号に掲げる事項の変更)に当たって許可を受けなかった者
11	産業廃棄物処理施設許可の不正変更	第 15 条の 2 の 6 第 1 項	不正の手段により産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者
12	産業廃棄物を確認を受けずに輸出した者	第 15 条の 4 の 7 第 1 項	環境大臣の確認を受けないで産業廃棄物を輸出した者又は未遂の者
13	処理委託の規定に違反して受託した者	第 14 条第 15 項 第 14 条の 4 第 15 項	産業廃棄物の運搬又は処分を収集運搬業者、処分業者その他環境省令で定める者以外の者が受託した者
14	投棄禁止違反	第 16 条	廃棄物をみだりに捨てた者又は未遂の者
15	廃棄物の焼却の禁止	第 16 条の 2	規定に違反して焼却をした者又は未遂の者
16	指定有害廃棄物の処理の禁止	第 16 条の 3	指定有害廃棄物を規定に違反して保管、収集、運搬又は処分を行った者

法第 26 条：3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項等	違反条文	説明
1	委託基準違反	第 12 条第 6 項 第 12 条の 2 第 6 項 第 14 条第 16 項 第 14 条の 4 第 16 項	事業者が産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の委託基準に違反した場合
2	改善命令違反	第 15 条の 2 の 7 第 19 条の 3	改善命令に従わなかった場合
3	産業廃棄物処理施設を無許可で譲り受け又は借り受けた者	第 15 条の 4	産業廃棄物処理施設を規定に違反して譲り受け又は借り受けた者
4	国外廃棄物の無許可輸入の禁止	第 15 条の 4 の 5 第 1 項	廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。）を環境大臣の許可を受けないで輸入した者
5	輸入廃棄物の許可における条件違反	第 15 条の 4 の 5 第 4 項	法第 15 条の 4 の 5 第 1 項の規定により許可に付せられた生活環境の保全上必要な条件に違反した者
6	不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者	第 16 条 第 16 条の 2	不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

法第 27 条：2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金、又はこの併科

	違反事項等	違反条文	説明
	無確認輸出の予備	第 15 条の 4 の 7 第 1 項	環境大臣の確認を受けないで産業廃棄物を輸出する目的でその予備をした者

法第27条の2：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

号	違反事項等	違反条文	説明
1	管理票を交付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した違反	第12条の3第1項	管理票を交付せず、第12条の3第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
5	管理票の写しの保存義務違反	第12条の3第2項、第6項、第9項、第10項	管理票の写しを保存しなかった者
6	管理票に虚偽の記載をして管理票を交付した違反	第12条の4第1項	虚偽の記載をして管理票を交付した収集運搬業者及び処分業者
7	管理票未受理の産業廃棄物の引受け違反	第12条の4第2項	管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者又は処分受託者
9	電子情報処理組織使用への虚偽の登録違反	第12条の5第1項、第2項	第12条の5第1項又は第2項（第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者
11	勧告命令違反	第12条の6第3項	管理票及び電子マニフェストに関して出された措置命令に違反した者

法第29条：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

号	違反事項等	違反条文	説明
1	産業廃棄物処理施設の欠格用件に係る届出義務違反 事業場外保管届出義務違反	第15条の2の6第3項 第12条第3項 第12の2第3項	産業廃棄物処理施設の許可に係る欠格用件に該当するに至ったときの届出義務違反 事業場外保管する旨又はその事項を変更しようとする旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
2	産業廃棄物処理施設使用開始前及び変更時受検義務違反	第15条の2第5項 第15条の2の6第2項	産業廃棄物処理施設に係る検査を受ける前に施設を使用した者
7	事故時の措置命令違反	第21条の2第2項	特定処理施設設置者が第21条の2第2項の規定による命令に違反した場合

法第30条：30万円以下の罰金

号	違反事項等	違反条文	説明
1	帳簿備付け保存等義務違反	第12条第13項 第12条の2第14項	産業廃棄物処理施設が設置されている事業者又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業者が帳簿を備えず、記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は規定に違反して帳簿を保存しなかった場合
2	産業廃棄物処理施設廃止等、産業廃棄物最終処分場埋立終了届出、相続届出義務違反	第15条の2の6第3項 第15条の4	産業廃棄物処理施設の廃止、休止、再開の届出、産業廃棄物最終処分場の埋立終了の届出、産業廃棄物処理施設の相続の届出をせず又は虚偽の届出をした者
3	処理施設定期検査義務違反	第15条の2の2第1項	産業廃棄物処理施設の定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
4	産業廃棄物処理施設の記録義務違反	第15条の2の4	産業廃棄物処理施設の設置者が、許可を受けた産業廃棄物処理施設について、規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった場合
5	産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	第12条第8項 第12条の2第8項	事業者が産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった場合
7	報告違反	第18条	事業者が求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合
8	立入検査の拒否・妨害・忌避	第19条第1項 第19条第2項	廃棄物を輸出入する者及び事業者等に関し、職員の行う立入検査若しくは収去に対して拒否、妨害、忌避した者
9	技術管理者設置義務違反	第21条第1項	産業廃棄物処理施設に技術管理者を置かなかった者

法第32条：法人の代表者又は、法人、若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の表中の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の表中に掲げる罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項	3億円以下の罰金
第25条第1項（上述の号の場合を除く。）、第26条、第27条、第27条の2、第28条第2号、第29条又は第30条	各本条の罰金刑

法第33条：20万円以下の過料

号	違反事項等	違反条文	説明
1	事業場外保管（非常災害のための応急措置として行う場合等）届出義務違反	第12条第4項 第12条の2第4項	事業場外保管をした旨を届け出せず、又は虚偽の届出をした者
2	多量排出事業者の処理計画未提出違反	第12条第9項 第12条の2第10項	廃棄物の減量その他その処理に関する計画を提出せず、又は虚偽の提出をした者
3	多量排出事業者の実施状況未報告違反	第12条第10項 第12条の2第11項	前項の計画の実施の状況について報告せず、又は虚偽の報告をした者

法第34条：10万円以下の過料

名称使用禁止違反	第20条の2第3項	登録を受けずに登録廃棄物再生事業者という文字を名称中に用いた者
----------	-----------	---------------------------------

17.2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特別措置法）

P C B特措法第33条：3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

号	違反事項等	違反条文	説明
1	改善命令違反	第12条第1項	保管事業者等が改善命令に従わなかった場合
2	譲渡し及び譲受けの違反	第17条	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた場合（環境省令で定める場合を除く。）

P C B特措法第34条：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

号	違反事項等	違反条文	説明
1	様式第一号（一）、四号、六号の届出義務違反及び虚偽の届出	第8条第1項 第10条第2項、第4項	保管事業者等が該当の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
2	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所移動に関する違反	第8条第2項	保管事業者等がポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所を変更した場合（環境省令で定める場合を除く。）
3	特例处分期限日に係る虚偽の届出	第10条第3項第2号 第18条第2項第2号	保管事業者等が虚偽の届出をした場合

P C B特措法第35条：30万円以下の罰金

号	違反事項等	違反条文	説明
1	相続、合併又は分割の届出義務違反	第16条第2項	相続、合併又は分割があり、事業者等の地位を承継した者が届出をせず又は虚偽の届出をした場合
2	報告義務違反	第24条	保管事業者等がポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管又は処分に関し、報告をせず又は虚偽の報告をした場合
3	立入検査の拒否・妨害・忌避	第25条第1項	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管又は処分に関し、帳簿その他の物件の検査又は試験の用に供する廃棄物の無償の収去に対して、拒否、妨害、忌避した場合

P C B特措法第36条：法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

18 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第 324 号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和 46 年 12 月横浜市告示第 247 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

平成 30 年 4 月 25 日
横浜市長 林 文子

第 1 横浜市の焼却施設で処分する産業廃棄物

種類	1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3 その他特に市長が適当と認めたもの
量	1 1日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて 1 箇月 3 トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1 箇月 10 立方メートル以下ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、1 及び 2 の規定によらないものとする。
形状	あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね 50 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの。ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、市長の指示に従い適切な形状等にしたもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の焼却施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者
備考	横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

第 2 横浜市の最終処分場で処分する産業廃棄物

種類	1 燃え殻 2 汚泥 3 鉱さい 4 ばいじん 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 6 ゴムくず 7 金属くず 8 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。） 9 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 10 その他特に市長が適当と認めたもの ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
形状等	1 ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの 2 油分が付着し、又は封入されていないもの 3 水中に投じて油膜が生じないもの 4 水中に投じて浮遊しないもの 5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物）が付着し、又は混入されていないもの 6 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの 7 中空の状態でないもの 8 燃え殻については、熱しやく減量 15 パーセント以下であって、＊別表に示す判定基準に適合するもの。粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの

	<p>9 汚泥については、水分 85 パーセント以下であって、流動性がなく、＊別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあっては、焼却施設等で熱しやすく減量 15 パーセント以下にしたもので、＊別表に示す判定基準に適合するもの 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行つたもの</p> <p>10 鉱さいについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下であって、＊別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行つたもので、＊別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>12 廃プラスチック類については、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの</p> <p>13 ゴムくずについては、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に溶融固化したもので比重 1.1 以上であるもの</p> <p>14 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの</p> <p>15 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、＊別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>16 その他特に市長が適當と認めたものについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもので、＊別表に示す判定基準に適合するもの</p>
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適當と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の最終処分場へ搬入することについて、あらかじめ市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

*南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場における燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん等の受入れの判定基準及び処分料金については、「南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場 利用の手引」(別冊)を参照してください。

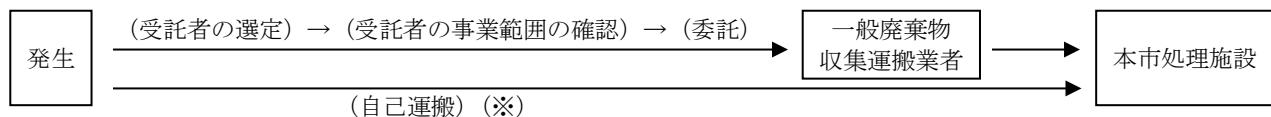
(参考) 【南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場埋立処分費用】

	廃棄物の種類	処分費用 (単価)
管理型 産業廃棄物	燃え殻	1 キログラムにつき 15 円 50 銭
	鉱さい	
	ばいじん	
	その他管理型 (廃石膏ボード等)	
	汚泥 建設汚泥以外	
	汚泥 建設汚泥	
安定型 産業廃棄物	廃プラスチック類	1 キログラムにつき 13 円
	ゴムくず	
	金属くず	
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	がれき類	

19 事業系一般廃棄物について

19.1 事業系一般廃棄物の処理フロー

19.1.1 横浜市の施設で処分する場合



(※) 本市の処理施設に搬入しようとするときは、あらかじめ届出が必要です。（市条例第36条）

19.1.2 一般廃棄物処分業者等に処分委託（再生を含む。）する場合



(※) 特別管理一般廃棄物の処理を委託する場合には、あらかじめ次の事項を文書で受託者に通知する必要があります。（規第1条の19）

- ・ 委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- ・ 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

19.2 事業者の責務（市条例第4条）

事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければなりません。

19.3 大規模建築物の所有者等の責務

19.3.1 事業用大規模建築物（市規則第6条）

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が500平方メートルを超える1,000平方メートル以下のもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上(同一敷地内に2以上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上)の建築物

19.3.2 大規模建築物の所有者の義務（市条例第18条第1項）

事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化を図らなければなりません。

また、以下の事項が必要です。

- (1) 減量化・資源化等計画書の提出（毎年1回及び変更時）（市条例第19条）
- (2) 廃棄物管理責任者の選任、届出（選任時及び変更時）（市条例第20条）

19.3.3 大規模建築物の占有者（市条例第18条第2項）

事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければなりません。

19.3.4 大規模建築物の建築者の責務（市条例第31条、第32条）

事業用大規模建築物を建設しようとする者は、その建築物又は建築物の敷地内に規則で定める基準に従い、事業系廃棄物及び再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所を設置しなければなりません。また、その保管場所について、あらかじめ市長に届け出なければなりません。

19.4 事業系一般廃棄物管理票（市条例第37条）

大規模建築物所有者のうち、常時1日平均100キログラム以上の一般廃棄物を排出する者が、一般廃棄物収集運搬業者(以下、「一廃運搬受託業者」という。)に委託して本市の処理施設で処分を行う場合には、当該一廃運搬受託業者に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票を交付しなければなりません。

【事業系一般廃棄物管理票の記載事項】（市規則第19条第2項）

- (1) 排出事業者の住所及び名称
- (2) 排出場所の住所及び名称
- (3) 事業系一般廃棄物管理票の交付年月日
- (4) 事業系一般廃棄物管理票を作成した者の氏名
- (5) 廃棄物の種類及び量
- (6) 処理業者の名称
- (7) その他市長が必要と認める事項

一廃運搬受託業者は、運搬を委託された事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする場合は、前項の規定により交付を受けた事業系一般廃棄物管理票及びその写しを市長に提出しなければなりません。

市長は、一廃運搬受託業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、事業系一般廃棄物管理票に、規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該一廃運搬受託業者に回付します。

【市長の記載事項】（市規則第19条第3項）

- (1) 事業系一般廃棄物を受け入れた処理施設の名称
- (2) 事業系一般廃棄物を受け入れた年月日

一廃運搬受託業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた事業系一般廃棄物管理票を送付しなければなりません。

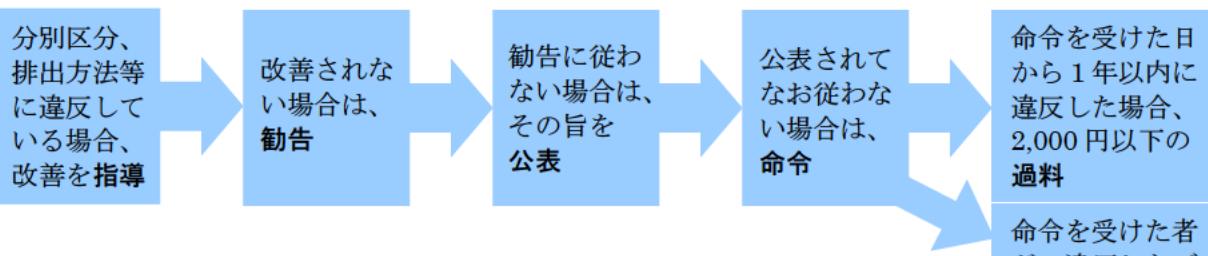
19.5 事業系ごみのルール違反に対する罰則（市条例第25条の3、第25条の3の3、第25条の3の4、第53条第3項）

横浜市では、事業者に対して分別区分・排出方法に従って廃棄物を排出することを義務づけるとともに、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない事業者には改善を促し、最終的には罰則（過料2,000円以下）を科すこととしています。

次の行為は禁止されています

- ① 資源化可能な古紙を分別せずに、焼却を行う一般廃棄物に混入させたまま排出する。
- ② 廃プラスチック類・金属くず等の産業廃棄物を、一般廃棄物に混入させたまま排出する。
- ③ 家庭ごみの集積場所に事業系廃棄物を排出する（市の制度で認められた場合を除く）。
- ④ 処理施設に廃棄物を自ら搬入する際、搬入不適物を混入させる。

※これらのルールは廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理実施計画で定められています。



※ 横浜市の焼却工場では、搬入物の検査を行い、資源化できる古紙や産業廃棄物が搬入されていないか、チェックしています。

勧告・公表・命令・罰則（過料）の制度は、平成20年5月1日から適用されています。

命令を受けた者が、違反したごみを市の処理施設に搬入した場合は、ごみの受入拒否

20 問合せ先

20.1 横浜市

資源循環局 事業系廃棄物対策部 事業系廃棄物対策課	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎23階
	<u>減量推進係</u>
	電話 045-671-3818 (排出事業者指導) -2514 (減量推進担当) -2513 (P C B 担当)
	<u>管理係</u>
	電話 045-671-4090 (監視指導担当) -3446 (建設業担当)
<u>処理業指導係</u>	電話 045-671-2511
	<u>処理施設指導係</u>
	電話 045-671-2515 (施設許可指導) 2547 (処分場・浄化槽担当)

◆各区収集事務所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鶴見事務所	鶴見区小野町39	045-502-5383
神奈川事務所	神奈川区千若町3-1-43	045-441-0871
西事務所	西区浜松町11-4	045-241-9773
中事務所	中区錦町11-2	045-621-6952
南事務所	南区睦町1-1-2	045-741-3077
港南事務所	港南区日野南3-1-2	045-832-0135
保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町355	045-742-3715
旭事務所	旭区白根2-8-1	045-953-4811
磯子事務所	磯子区新磯子町6	045-761-5331
金沢事務所	金沢区幸浦2-2-6	045-781-3375
港北事務所	港北区大豆戸町1238	045-541-1220
緑事務所	緑区長津田みなみ台5-1-15	045-983-7611
青葉事務所	青葉区市が尾町2039-1	045-975-0025
都筑事務所	都筑区平台27-2	045-941-7914
戸塚事務所	戸塚区川上町415-8	045-824-2580
栄事務所	栄区上郷町1570-1	045-891-9200
泉事務所	泉区和泉町5874-14	045-803-5191
瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町548-2	045-364-0561

20.2 国(環境省)

環境省(環境再生・資源循環局 廃棄物規制課) 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 03-3581-3351(代) FAX 03-3593-8264	
環境省 関東地方環境事務所 〒330-0516 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階 電話 048-600-0516 FAX 048-600-0517	廃棄物の輸出入確認等

20.3 神奈川県内行政機関

神奈川県	環境農政局 環境部 資源循環推進課(県庁新庁舎) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111(代) FAX 045-210-8847	地区県政総合センター所管区域の全域
	横須賀三浦地域県政総合センター環境部(県横須賀合同庁舎) 〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 電話 046-823-0210(代) FAX 046-824-2459	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	県央地域県政総合センター環境部(県厚木合同庁舎) 〒243-0004 厚木市水引2-3-1 電話 046-224-1111(代) FAX 046-225-5218	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
	湘南地域県政総合センター環境部(県平塚合同庁舎) 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 電話 0463-22-2711(代) FAX 0463-24-3608	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
	県西地域県政総合センター環境部(県小田原合同庁舎) 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 電話 0465-32-8000(代) FAX 0465-32-8111	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
川崎市 環境局生活環境部 廃棄物指導課(川崎市役所第3庁舎) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話 044-200-2581 FAX 044-200-3923		川崎市
相模原市 環境経済局 廃棄物指導課(相模原市役所本館) 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話 042-769-8335 FAX 042-769-4445		相模原市
横須賀市 環境部 廃棄物対策課(横須賀市役所分館) 〒238-8550 横須賀市小川町11 電話 046-822-8523 FAX 046-823-0865		横須賀市

20.4 その他の団体

産業廃棄物	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会 〒231-0023 横浜市中区山下町1 シルクセンター2階 電話 045-681-2989 FAX 045-641-8114	・業者紹介 ・特管責任者講習会の申込み ・マニフェスト販売
	一般社団法人神奈川県建設業協会 〒231-0011 横浜市中区太田町2-22 電話 045-201-8451 FAX 045-201-2767	・建設系廃棄物マニフェスト販売
資源回収業者の団体	神奈川県資源回収商業協同組合 〒220-0023 横浜市西区平沼1-40-17 モンテベルデ横浜311号 電話 045-313-6100 FAX 045-313-6161	
	横浜市資源リサイクル事業協同組合 〒221-0054 横浜市神奈川区山内町13 電話 045-444-2531 FAX 045-444-2532	

別表 政令で定められた施設

1 特定有害産業廃棄物を含む汚泥、廃酸、廃アルカリを発生する特定施設
(令 2 条の 4 第 5 号ル、令別表 3 及び別表 5)

規制対象物質名	対象施設名 (注: 数字は水質汚染防止法施行令別表第 1、漢数字はダイオキシン類対策 等別表第 1 の分類による)	対象施設の種類
19 新織業又は縫縫製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	C ₁ r ⁶ , C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 1,1'-クロロビレン, ジ'1-2-ビ'クロロブチル/ヘキサメチルエチ	ロ 遠心分離機 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ス 廉ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
20 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	C ₁ r ⁶ , C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 1,1'-クロロビレン, 1,1'-ビ'クロロブチル/ヘキサメチルエチ	ロ 遠心分離機 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ス 廉ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
21 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	C ₁ r ⁶ , As	ロ 遠心分離機 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ス 廉ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
22 木材処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		
23 バルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ポリ塩化ビフェニル (P.C.B.)	イ 水洗浸透施設 ロ リンター又は未精錬綿維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ポリ塩化ビフェニル (P.C.B.)	イ 原料浸せき施設 ロ 蒸解施設 ニ ホテック溶剤濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びバルブ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む) リ ゼロハンマー脱脂施設
25 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの	ポリ塩化ビフェニル (P.C.B.)	ヌ 混式繊維板成形施設(故紙を主原料とするバルブ、板紙又 は機械排水と紙の製造の用に供するものに限る) ル 尾ガス洗浄施設(故紙を主原料とするバルブ、板紙又は機 械寸引き和紙の製造の用に供するものに限る) ル 廉ガス洗浄施設
26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	As	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廉ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設 削除
27 26号に掲げる事業以外の無機工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	Hg, Cd, Pb, Cr ⁶ , Se	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ホ 廉ガス洗浄施設
28 カーバイト法アセチレン標準品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	Hg, Cd, Pb, Cr ⁶ , As, CN, Se	ロ 湿式アセチレンガス発生施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	Hg, Cd, Pb, Cr ⁶ , As, Se	ロ 静置分離器 ヘ ベンゼン類硫酸洗浄施設
31 メタン酵素品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	C ₁ r ⁶ , C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 四塩化炭素, ジ'クロロブチル/ヘキサメチルエチ	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留 施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及び過濾施設
32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの	C ₁ r ⁶ , C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 四塩化炭素, ジ'クロロブチル/ヘキサメチルエチ	イ クロロエチル又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留 施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及び過濾施設
33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	C ₁ r ⁶ , CN, C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 四塩化炭素, ジ'クロロブチル/ヘキサメチルエチ	イ 編合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機

19 新織業又は縫縫製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	C ₁ r ⁶ , C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 1,1'-クロロビレン, ジ'1-2-ビ'クロロブチル/ヘキサメチルエチ	ロ 遠心分離機 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ス 廉ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
20 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	C ₁ r ⁶ , As	
21 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ジ'クロロメチル/ヘキサメチルエチ	
22 木材処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		
23 バルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ポリ塩化ビフェニル (P.C.B.)	
24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	As	
25 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	Hg, Cd, Pb, Cr ⁶ , Se	
26 26号に掲げる事業以外の無機工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	Hg, Cd, Pb, Cr ⁶ , As, CN, Se	
27 26号に掲げる事業以外の無機化合物製造業の用に供するものに限る)の	Hg, Cd, Pb, Cr ⁶ , As, CN, Se	

50	一般	Hg,Cd,Pb,Org-P,Cr ⁶ ,As,CN,Se, C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ , ^{レバシラシカイシクシクノク} 四塩化炭素,	Cd,Pb Hg Hg,Cd,Pb,Cr ⁶ ,Se
		二 水銀精製施設	
		ホ 一 脳ガス洗浄施設	
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素設を含む) イ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素設を含む)	Cd,Pb,Cr ⁶ ,As,Se Cd,Pb,Cr ⁶ ,CN,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ , シガロエチゲン、四塩化炭素、1,2-ジカルボキ
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素設を含む)	シガロエチゲン、1,2-ジカルボキ
66	電気めつき施設	酸又はアルカリによる表面処理施設(脱硫化水素設を含む)	1,1-ジガロエチゲン、シガロエチゲン、1,1-ジガロエチゲン 1,1-1,2-ジガロエチゲン、1,1-1,2-ジガロエチゲン
66	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く)	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く)	1,4-ジオキサン
66	旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの(下宿業を除く)をいう)の用に供する入浴施設	旅館業(旅館業法第2条第1項に規定するもの(下宿業を除く)をいう)の用に供する入浴施設	As
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	洗たく業の用に供する洗浄施設	C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,四塩化炭素, シガロエチゲン、1,1-ジガロエチゲン、1,1-1,2-ジガロエチゲン
68	写真像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	写真像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	シガロエチゲン、1,1-1,2-ジガロエチゲン
71	科学技術(人文科学のみに係るもの)を除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境衛令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるものの	科学技術(人文科学のみに係るもの)を除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境衛令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ , シガロエチゲン、Se、 四塩化炭素、1,2-ジガロエチゲン、 1,1-2-ジガロエチゲン、1,1-2-トリフォルカロカブタ、 1,1-ジガロエチゲン、1,1-1,2-トリフォルカロカブタ、 1,1-1,2-ジガロエチゲン、1,1-1,2-ジガロエチゲン、 1,3-ジガロエチゲン、1,1-1,2-トリフォルカロカブタ、 1,3-ジガロエチゲン、1,1-1,2-ジガロエチゲン、 オペルカブタ、1,4-ジオキサン
71	口 焼入れ施設	口 焼入れ施設	CN
71	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの洗浄施設(前各号に該当するものを除く)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの洗浄施設(前各号に該当するものを除く)	C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ , シガロエチゲン
71	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く)	シガロエチゲン
71	廃1 ハードバイト法アセチレン有する鉱導品製造施設	廃1 ハードバイト法アセチレン有する鉱導品製造施設	As
71	廃2 火薬製造業の用に供するトリクロロエチレン製造施設	廃2 火薬製造業の用に供するトリクロロエチレン製造施設	Pb
71	廃3 鉛金屬精錬業の用に供する膏化法製錬施設	廃3 鉛金屬精錬業の用に供する膏化法製錬施設	CN
74	廃4 石油製品製造業の用に供する蒸留施設	廃4 石油製品製造業の用に供する蒸留施設	C ₂ HCl ₃ C ₂ Cl ₄ ,
74	(トリクロロエチレンの回取を行うものに限る) (テトラクロロエチレンの回取を行うものに限る)	(トリクロロエチレンの回取を行うものに限る) (テトラクロロエチレンの回取を行うものに限る)	
75	廃5 原油の蒸留施設	廃5 原油の蒸留施設	As,Se
76	廃6 トリクロロエチレンによる蒸留施設	廃6 トリクロロエチレンによる蒸留施設	C ₂ HCl ₃
76	廃7 トライクロロエチレンによる蒸留施設	廃7 トライクロロエチレンによる蒸留施設	C ₂ Cl ₄
77	廃8 写真感光材料製造業の用に供する溶解施設	廃8 写真感光材料製造業の用に供する溶解施設	シガロエチゲン
77	廃9 シクロロエチレンによる蒸留施設	廃9 シクロロエチレンによる蒸留施設	四塩化炭素
78	廃10 石油製品製造業の用に供する蒸留施設	廃10 石油製品製造業の用に供する蒸留施設	(四塩化炭素の回取を行うものに限る)
78	廃11 原油の蒸留施設(四塩化炭素の回取を行うものに限る)	廃11 原油の蒸留施設(四塩化炭素の回取を行うものに限る)	
78	廃12 四塩化炭素による蒸留施設	廃12 四塩化炭素による蒸留施設	
78	廃13 石油製品製造業の用に供する蒸留施設	廃13 石油製品製造業の用に供する蒸留施設	(1,2-ジガロエチゲンの回取を行うものに限る)
79	廃14 原油の蒸留施設(1,2-ジガロエチゲンの回取を行うものに限る)	廃14 原油の蒸留施設(1,2-ジガロエチゲンの回取を行うものに限る)	
80	廃15 1,2-ジガロエチゲンによる蒸留施設	廃15 1,2-ジガロエチゲンによる蒸留施設	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄
80	廃16 石油精製業の用に供する改質施設	廃16 石油精製業の用に供する改質施設	

50	有害物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施		
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	脱脂施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 二 振発油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	Cd,Pb,As,CN,Se, C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ , シガロエチゲン、1,1-1,2-ジガロエチゲン、 1,1-2-ジガロエチゲン、1,1-2-トリフォルカロカブタ、 1,1-2-トリフォルカロカブタ、1,3-ジガロエチゲン、 1,1-ジガロエチゲン、1,1-ジガロエチゲン、 1,1-ジガロエチゲン、1,1-トリフォルカロカブタ ベニアソウ
51	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く)、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	イ 水洗式破砕施設 ロ 研磨・研磨洗浄施設 ハ 脱水施設	Cd,Pb,As,Cn,Se,シガロエチゲン シガロエチゲン、1,1-1,2-ジガロエチゲン
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの	水洗式分別施設 ロ 脱水施設	Cd,Pb,As,Cn,Se,シガロエチゲン シガロエチゲン、1,1-1,2-ジガロエチゲン
58	業業原料(うわ葉原料を含む)の精製業の用に供する施設であつて次に掲げるものの	水洗式分別施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸處理施設	Cd,Se
58	精製業の用に供する電氣用特殊陶瓷器原料又はうわ葉原料の精製業の用に供するものに限る)	水洗式分別施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸處理施設	(カドミウムを含有する電氣用特殊陶瓷器原料又はうわ葉原料の精製業の用に供するものに限る)
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ 水洗式分別施設 二 脱水施設	CN,ベニアソウ ベニアソウ
62	非銅金属製造業の用に供する施設であつて次に掲げるもの	イ 還元そろ ロ 電解施設 (鉛電極又は始合金電極を用いて电解を行うものに限る)	As,Se
62	非銅金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	二 水銀精製施設 ホ 脱水施設 二 水銀精製施設 ホ 脱水施設 ニ 混式集じん施設	As,Ph,Se Hg Hg,Cd,Pb,As,Se
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(實器製造業を含む)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	イ 焔入れ施設(液体浸炭を行うものに限る) ロ 電解式洗浄施設 (シアン化合物を使用するものに限る)	CN Cr ⁶ ,CN

五号	粗体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る)の用に供する燃成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	タ"イキシソ類
六号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	タ"イキシソ類
七号	カプロラクタム製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る)の用に供する施設のうち、次に掲げるものの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	タ"イキシソ類
八号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるものの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	タ"イキシソ類
九号	4-クロロタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるものの イ ら過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	タ"イキシソ類
十号	2-3-ジクロロ-1-4-ナフトキシンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるものの イ ら過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	タ"イキシソ類
十一号	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジキサンハイオレット(別名ジオキサンハイオレット)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるものの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体洗浄施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサンハイオレット	タ"イキシソ類
十二号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供するばいじん炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるものの イ 鎆の回収(製鋼の用に供する)の用に供するばいじん炉 ロ 湿式集じん施設	タ"イキシソ類
十三号	重油の回収(製鋼の用に供する)の用に供するばいじん炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち次の垂 ジンの回収に限る)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設	タ"イキシソ類
十四号	粗体付き触媒(使用済みのものに限る)からの金属の回収(イ 一ダ灰を添加してばいじん炉で処理する方法及びアルカリにより く)の用に供する施設のうち、次に掲げるものの イ ら過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	タ"イキシソ類

廃17	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (C ₄ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , 1,1-ビ'クロロベンジン、又は1,1-トリクロロベンジンの回収を行うものに限る)	
廃18	原油の蒸留施設 (C ₆ HCl ₃ , CaCl ₄ , 1,1-ビ'クロロベンジンの回収を行うものに限る)	
廃19	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ 又は1,1-トリクロロベンジンの回収を行うものに限る)	
廃20	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (C ₆ HCl ₃ , CaCl ₄ , 又はシス-1,2-ビ'クロロベンジンの回収を行うものに限る)	
廃21	原油の蒸留施設 (C ₆ HCl ₃ , CaCl ₄ , 又はシス-1,2-ビ'クロロベンジンの回収を行うものに限る)	
廃22	C ₂ HCl ₃ 又はCaCl ₄ による表面処理施設	
廃23	石油精製業の用に供する改質施設	
廃24	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (1,1-トリクロロベンジンの回収を行うものに限る)	
廃25	原油の蒸留施設(1,1-トリクロロベンジンの回収を行うものに限る)	
廃26	1,1-トリクロロブタンによる表面処理施設	
廃29	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (1,1-トリクロロベンジンの回収を行うものに限る)	
廃30	原油の蒸留施設(1,1-トリクロロベンジンの回収を行うものに限る)	
廃31	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (1,3-ジ'クロロ-2-ベンゾン)	
廃32	原油の蒸留施設(1,3-ジ'クロロ-2-ベンゾンの回収を行うものに限る)	
廃33	石油製品製造業の用に供する蒸留施設 (ベンゼンの回収を行うものに限る)	
廃34	原油の蒸留施設 (ベンゼンの回収を行うものに限る)	
廃35	ベンゼンによる表面処理施設	
廃36	原油の蒸留施設(1,4-ジ'オキサリルの回収を行うものに限る)	
廃37	1,4-ジ'オキサリルによる表面処理施設	
廃38	1,4-ジ'オキサリルを含有する塗料を使用する塗装施設	
廃39	上記の施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又 は上記の施設を有する工場若しくは事業場において生じた燃え がら(P C Bに該当するものに限る)、汚泥、腐酸、魔アル カリ若しくはばいじん(P C Bに該当するものに限る)の処 理施設	Hg,Cd,Pb,Org-P,As,Cr ⁶⁺ ,CN,PCB,Se,C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ , シクロヘキサン,四塩化炭素,1,2-ビ'クロロベンジン, ベニソン,1,1-ジ'クロロベンジン, シス-1,2-ジ'クロロベンジン,1,1-トリクロロベンジン, 1,1-2-トリクロロベンジン,1,3-ジ'クロロベンジン, カラム,アセチルオババ'カルブ',1,4-ジ'オキサ ※有害物質は該当施設に対応するものとする
廃40	第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場若しく は事業場から排出される汚泥、腐酸若しくは魔アルカリの処理 施設	タ"イキシソ類
廃41	上記の施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又 は上記の施設を有する工場若しくは事業場において生じた燃 え、腐酸若しくは魔アルカリの処理施設(1,4-ジ'オキサンの規制が保 る施設に限る)	1,4-ジ'オキサ
一号	硫酸塙ペルブ(グラフトペルブ)又は亜硫酸ペルブ(サルファ 白施設	タ"イキシソ類
二号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄 施設	タ"イキシソ類
三号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、魔ガス洗浄施 設	タ"イキシソ類
四号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、魔ガス洗浄施 設	タ"イキシソ類

十五号 別表第一の五号 (火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上)の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計) が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上(廃棄物焼却炉の合計)に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる反応によるもの及び廃液を排出するものの用に供する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる反応によるもの及び廃液を排出するもの)

イ 廉ガス洗浄施設
ロ 湿式集じん施設
十六号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
十七号 フロン類 特定物質等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいい)の燃焼(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る)の用に供する施設のうち、次に掲げるものの用に供する施設

イ プラズマ反応炉
ロ 廉ガス洗浄施設
ハ 湿式集じん施設

2 特定有害廃棄物を含む燃え穀、ばいじんを発生する特定施設

(1) 燃え穀・ばいじんに関するもの

施	設	規制対象物質名
前掲の表の特定施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥、塵、酸、堿アルカリ又は指定下水汚泥の焼却施設		Hg,Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,As,Se
プラスチック類(PVC-B汚染物であるものを除く)の焼却施設のうち処理能力が0.1t/日を超えるが又は火格子面積が2m ² 以上のもの		Cd,Pb,Cr ⁶⁺ ,Se
産業廃棄物の焼却施設(施行令第7条第3号、第5号及び第12号に掲げるものであつて、処理能力が5t/日を超えるもの)		Cr ⁶⁺ ,As

(2) ばいじんのみに関するもの

特 定 施 設 名		対象物質 名 称
(数字は、大気汚染防止法施行令別表第1、漢数字はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の分類による)		
No		
3	金属の精錬又は無機化学工業 品の製造の用に供する炉 炉、精錬炉(ベレット焼成炉 を含む) 及びか焼炉(14の 項に掲げるものを除く)	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること (水銀の精錬の用に供するものに限る) (カドミウムの精錬の用に供するものに限る) (六価クロム化合物の製造の用に供するものに限る) (金属の精錬の用に供するものに限る) (セレン精錬又はセレン化合物の製造の用に供するもの に限る) Se
4	金属の精錬の用に供する溶 浴炉(溶銅用反射炉を含む) 炉及び平炉(14の項に掲 げるものを除く)	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること (セレン 若しくはその合金の鋳造又はセレンくず、セレン合金くず を含有する塗料が付着した金属くずを原料として使用する 金属の精製若しくは鋳造の用に供す るものに限る) Hg
5	金属の精製又は鍛造の用に供 する溶解炉(こしき炉並びに 14の項及び24の項から26 り50以上あるが、べーなる の項までに掲げるものを除 く)	火格子面積が1m ² 以上あるが、羽口面断面積が0.5m ² 以上 あるものに限る) (カドミウムの精製、カドミウム化合物を含有する塗料が付着した金属 くずを原料として使用する金属の精製若しくは鋳造の用に 供するものに限る) Cd
9	業界製品の製造の用に供する 焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1m ² 以上であるが、バーナーの燃料の燃焼能力 が重油換算1時間当たり50リットル以上あるか、又は変 圧器の定格容量が200kVA以上であること (カドミウム化合物を原料として使用するガラス又はガ ラス製品の製造の用に供するものに限る) Pb

に供するばい煙炉、溶解炉及び乾燥炉	たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの(原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る)	たり0.5トン以上のもの(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウムの圧延工程において生じたもののを除く)を使用するものに限る)
廃1 廃棄物処理法施行令第7条第3項に規定する汚泥の焼却施設	汚泥(PCB汚染物、PCB処理力を除く)の焼却施設であつて、処理能力が200kg/日を超えるもの(1.4-ジ-オキサンを含む汚泥の処分の用に供するもの)	汚泥(PCB汚染物、PCB処理力を除く)の焼却施設であつて、処理能力が200kg/日を超えるもの(1.4-ジ-オキサンを含む汚泥の処分の用に供するもの)
廃2 廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する液体の焼却施設	液体(火格子面積2m ² 以上であるもの(1.4-ジ-オキサンを含む汚泥の処分の用に供するもの)	液体(火格子面積2m ³ 以上であるもの(1.4-ジ-オキサンを含む汚泥の処分の用に供するもの)
廃3 廃棄物処理法施行令第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設	産業廃棄物(汚泥、廃油、廃プラスチック類、塗PCB等を用いたものの又は火格子面積2m ² 以上であるもの(1.4-ジ-オキサンを含む汚泥の処分の用に供するもの)	産業廃棄物(汚泥、廃油、廃プラスチック類、塗PCB等を用いたものの又は火格子面積2m ² 以上であるもの(1.4-ジ-オキサンを含む汚泥の処分の用に供するもの)

3. 特定有害産業廃棄物を含む廢油(溶解剤)

No	特定施設名 (No; 水質汚漏防止法施行令別表第1の分類による)	規制対象物質名
19	精練業又は鍍錫製品の製造若しくは加工業の用に供する施設で あつて、次に掲げるものの ト、染色施設 チ葉酸浸透施設	C ₂ HCl ₃ C ₂ Cl ₁ ,1-ジ-クロロエタノール、 ジ-1,2-ジ-ヨウエチル、1,1-トリヨウエチル、 ジ-クロロゲン、1,1-ジ-クロロエチル、ベニソン、1,4-ジ-オキサンを 含む汚泥の処分の用に供するもの
21	化学鍍錫製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの ハ、原料回収施設	ジ-クロロゲン、1,1-ジ-クロロエチル、ベニソン、1,4-ジ-オキサンを 含む汚泥の処分の用に供するもの
23	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、 次に掲げるものの リゼロハン製膜施設	1,2-ジ-クロロエタノール
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、 次に掲げるものの イ、自動式フィルム現像洗浄施設	O ₂ HCl ₃ C ₂ Cl ₁ ,1-ジ-クロロエタノール、 1,1-ジ-ヨウエチル、 ジ-1,2-ジ-ヨウエチル、1,1-トリヨウエチル、 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
28	カーバイト法セチレン導品製造業の用に供する施設であつて、 次に掲げるものの 本、塩化ビニルモノマー洗浄施設	1,2-ジ-クロロエタノール
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの イ、縮合反応施設 二、静置分離器	1,4-ジ-オキサンを シ-クロロメタン四塩化炭素、1,2-ジ-ヨウエタノン、 1,1-ジ-ヨウエチル、1,1-2-トリヨウエチル、ベニソン、 1,4-ジ-オキサンを シ-クロロメタン四塩化炭素以外の 石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、石油精製業及び潤滑油再生業を除く)の用に供する施設であつて、次に掲げるものの エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
37	31号から35号に掲げる事業所以外及び合成洗剤製造業以外の 石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、石油精製業及び潤滑油再生業を除く)の用に供する施設であつて、次に掲げるものの エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	1,4-ジ-オキサンを シ-クロロメタン四塩化炭素、1,2-ジ-ヨウエタノン、 1,1-ジ-ヨウエチル、1,1-2-トリヨウエチル、ベニソン、 1,4-ジ-オキサンを シ-クロロメタン四塩化炭素、1,2-ジ-ヨウエタノン、 1,1-ジ-ヨウエチル、1,1-2-トリヨウエチル、ベニソン、 1,4-ジ-オキサンを シ-クロロメタン四塩化炭素以外の 石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、石油精製業及び潤滑油再生業を除く)の用に供する施設であつて、次に掲げるものの エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する施設を有しないものの 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの 口、抽出施設	1,4-ジ-オキサンを C ₂ HCl ₃ C ₂ Cl ₁ ,1-ジ-クロロエタノール、ベニソン、 四塩化炭素1,1-ジ-クロロエタノル、 ジ-1,2-ジ-ヨウエチル、 四塩化炭素1,1-ジ-クロロエタノル、四塩化炭素
41	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 四号	1,4-ジ-オキサンを C ₂ HCl ₃ C ₂ Cl ₁ ,1-ジ-クロロエタノル、四塩化炭素
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 四号	1,4-ジ-オキサンを C ₂ HCl ₃ C ₂ Cl ₁ ,1-ジ-クロロエタノル、四塩化炭素

の製造の用に供するものに限る) (硫酸化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る)	As
(セレン化合物を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る)	Se
10 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉(26の項目に掲げるものを除く)	Hg Cd Pb Cr ⁶ As Se
11 乾燥炉(14の項及び23の項目に掲げるものを除く)	Hg (カドミウム化合物の製造の用に供するものに限る) (鉛化合物の製造の用に供するものに限る) (六価クロム化合物の製造の用に供するものに限る) (砒素化合物の製造の用に供するものに限る)
12 製錠、製鋼又は合金鍛造若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	Pb Cd Cd Pb Cr ⁶ As Se
13 鋼又は亜鉛の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉(ペレット型成形炉を含む)、澆鍊炉(溶銑炉及び乾燥炉)	Pb Cr ⁶ Se Cd,Se,P b,As Cd Cd,Se
14 鋼、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙燒炉、焼結炉(ペレット型成形炉を含む)、澆鍊炉(溶銑炉及び乾燥炉)	Pb 原料として使用する塗料が付着した鉄くずを原料として使用する塗料の製錠又は製鋼の用に供するものに限る) (セレン化合物の製造の用に供する塗料が付着した鉄くずを原料として使用する塗料又は鉛の用に供するものに限る) 原料の處理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2m ² 以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であることを除く)
15 力ドミウム系顔料又は歯磨粉の製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であること (赤色系顔料の製造の用に供するものに限る)
21 標識、機械、機器又は肥料の製造(原材料として鉛鉱石を使用するものに限る)	Cd Cd Cd Cd Cd Cd,As Cd Cd,As
23 ドリボリ燃焼炉又はトリウムの製造の用に供する乾燥炉	原料の處理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であることを除く)
24 鉛の第2次精錬(鉛合金の製造、板若しくは線の製造の用に供する反応炉及び乾燥炉)	原料の處理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であることを除く)
25 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	[鉛の第2次精錬の用に供するものに限る] バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であることを除く)
26 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反応炉及び乾燥炉	容量が0.1m ³ 以上であるか、又はバーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であることを除く)
27 号 製錠の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上もの (鉛錠又は鉛錠の製造の用に供するものに限る)
四号 アルミニウム合金の製造の用	ばい煙炉及び乾燥炉にあっては原料の處理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金属の製造を行なう工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたもののを除く)を使用するものに限る)

	ニ 混合施設（有害物質を含むものを混合するものに限る）	1,2-ジクロロエタン,1,1-ジクロロエチノベンゼン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1-1-トリクロロエタン, 1,4-ジオキサン
49	農業製造業の用に供する混合施設	C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロエチル,四塩化炭素 1,3-ジクロロエチル,1,1-ジクロロエチノベンゼン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1-1-トリクロロエタ, 1,1,2-トリクロロエチシン,1,3-ジクロロブローベン, 1,4-ジオキサン
50	有害物質を有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロエチル,四塩化炭素 1,3-ジクロロエチル,1,1-ジクロロエチノベンゼن, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1-1-トリクロロエタ, 1,1,2-トリクロロエチシン,1,3-ジクロロブローベン, 1,4-ジオキサン
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む)の用に供する施設であつて、 〔に掲げるもの〕	C ₂ HCl ₃ ,1,1-ジクロロエチシン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1-1-トリクロロエタ
	ホ 潤滑油洗浄施設	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、 〔に掲げるもの〕	ジクロロメタン, 1,1,1-トリクロロエタ
	イ 研磨洗浄施設	
66	電気めつき施設	C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,ジクロロエチル,四塩化炭素 1,1-ジクロロエチル,1,2-ジクロロエタ,1,1-1-トリクロロエチシン,1,2-ジクロロエチレン,
66の 2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号 に該当するものを除く）	1,4-ジオキサン
67	せんたく業の用に供する洗浄施設	C ₂ HCl ₃ ,C ₂ Cl ₄ ,四塩化炭素, 1,2-ジクロロエチル,1,1-ジクロロエチシン, シス-1,2-ジクロロエチル,1,1-1-トリクロロエタ
71の 2	科学技術(人文科学のみに係るもの)を除くに關する研究、試 験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに 設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げる もの	ジクロロエチル,1,1-ジクロロエチシン,ベンゼン, シス-1,2-ジクロロエチル,1,1,1-トリクロロエタ, 1,1,2-トリクロロエチシン,1,3-ジクロロブローベン, 1,4-ジオキサン
71の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる 洗浄施設（前各号に該当するものを除く）	C ₂ HCl ₃ , C ₂ Cl ₄ , CH ₂ Cl ₂ ,
廃1	トリクロロエチレンによる表面処理施設	C ₂ HCl ₃
廃2	テトラクロロエチレンによる表面処理施設	C ₂ Cl ₄
廃3	写真感光材料製造業の用に供する溶解施設並びにジクロロメタ ンによる表面処理施設	ジクロロメタン
廃4	四塩化炭素による表面処理施設	四塩化炭素
廃5	1,2-ジクロロエチタンによる表面処理施設	1,2-ジクロロエチシン
廃6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,1-トリクロロ エタンによる表面処理施設	1,1-ジクロロエチシン
廃7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる表面処理施設	ジス-1,2-ジクロロエチシン
廃8	1,1-1-トリクロロエタによる表面処理施設	1,1,1-トリクロロエタ
廃9	ベンゼンによる表面処理施設	ベンゼン
廃10	薄油の蒸留施設（1,4-ジオキサンの回収を行ふものに限る）	1,4-ジオキサン
廃11	1,4-ジオキサンによる表面処理施設	1,4-ジオキサン
廃12	1,4-ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設	1,4-ジオキサン

MEMO

産業廃棄物処理委託標準契約書（例）

内 容

- 標準様式1. 産業廃棄物収集・運搬委託契約書
- 標準様式2. 産業廃棄物処分委託契約書
- 標準様式3. 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書
- 添付資料. 廃棄物データシート (WDS) （必要に応じて契約書に添付すること。）

標準様式1～3

廃棄物処理法で要求されている記載事項とともに、法の遵守、当事者間の責任範囲、その範囲で問題が起った際の対処行為、報酬の支払いに関する事項、法で要求している基準以上の事項等についても盛り込んであります。

委託する処理内容に応じて、**収集・運搬の委託は標準様式1、処分の委託は標準様式2、収集・運搬及び処分の委託は標準様式3**の3種類があります。

記載箇所はアンダーライン、各表の空欄、契約期間及び甲乙各々の記名押印部分です。

記載の文章を取捨選択もしくは、記入欄を追加・変更したうえで利用してください。

添付資料

廃棄物データシート (WDS) は、処理業者に提供しなければならない廃棄物の情報をすべて盛り込めるようにしております。**必要事項を記入したうえで委託契約書に添付してください。**

なお、記入については、環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>) 「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」を参照してください。

取扱い上のご注意

- 1 この標準様式は、産業廃棄物の処理委託を行う際に必要である委託契約書のひな形です。これらを参考に契約書を作成してください。
- 2 標準様式1～3の委託契約書中の条文に①、②、③と番号が付されている場合は、個々の契約の実状に照らして適切な条文を選択して用いてください。また委託契約書には、選択した条文のみを記載し、それ以外を記載しないでください。
- 3 実際の契約の条件によっては、標準様式1第3条第4項、標準様式2第3条第4項及び、標準様式3第3条第4項を委託契約書に載せなくてもよい場合があります。
- 4 標準様式2又は標準様式3は、個々の最終処分の場所（所在地）、方法及び処理能力の情報を特定及び管理するために、最終処分先に番号を記載してください。
- 5 標準様式3は、収集・運搬業務と処分業務を同一の産業廃棄物処理業者に委託する場合にのみ用いてください。
- 6 この標準契約書のマニフェストに係る条文は、複写式伝票によるマニフェストを使用した場合のものです。電子マニフェストを使用する場合には、所要の補正を行う必要があります。

* この標準様式は、社団法人全国産業廃棄物連合会が作成した標準契約書をもとに作成したもの

です。

標準様式 1 (収集・運搬用)

産業廃棄物収集・運搬委託契約書

取
入
紙
印

排出事業者：_____ (以下「甲」と、
収集運搬業者：_____ (以下「乙」と)は、
甲の事業場：_____ から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関する法律その他の関係法令を遵守するものとす
る。

(法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第2条 この事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

(○) 収集運搬に関する事業範囲

(陸上)

許可都道府県・政令市：_____ 許可の有効期限：_____ 許可の有効期間：_____
事業の範囲：_____ 条件：_____ 許可の条件：_____ 許可番号：_____

(特管)

許可都道府県・政令市：_____ 許可の有効期限：_____ 許可の有効期間：_____
事業の範囲：_____ 条件：_____ 許可の条件：_____ 許可番号：_____

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。
※ 委託する廃棄物に石鹼性産業廃棄物（工作物・新築・改修・改築又は塗装等を除く。）が含まれる場合には、その旨を廃棄物の種類欄に記入する。

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

許可都道府県・政令市：_____ 住 所：_____
許可の有効期限：_____ 事業の区分：_____
産業廃棄物の種類：_____ 許可の条件：_____
許可番号：_____ 事業場の名称：_____ 所 在 地：_____

(注) 契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択し、必要に応じて適宜修正すること

- ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行なう。構替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める要綱の期間外に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定期産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において手配別は行わないこととする。

(注) ②を選択した場合は、以下を記載すること
積替保管施設の所在地：_____

積替保管施設の保管上限：_____

(適正処理に必要な情報の提供)
第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもつて乙に提供しなければならない。
なお、以下の表1に情報を記載しきれない場合は、別紙「陸上物データシート」(環境省の「陸上物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(平成25年6月)を参照)の項目を参考に書面での作成を行うものとする。

表1 (注: 支障等がない場合は「無」を選択すること)

産業廃棄物の種類					
産業廃棄物の発生工程				□無	□無
産業廃棄物の性状及び荷役				□有() □別紙	□有() □別紙
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項				□有() □別紙	□有() □別紙
他の廃棄物との混合等による生ずる支障				□無	□無
日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された陸製品に関する事項				□無	□無
石油含有産業廃棄物の有無				□無	□無
水銀使用製品産業廃棄物の有無				□無	□無
水銀含有珪藻土等の有無				□無	□無
その他取扱いの注意事項				□有() □別紙	□有() □別紙

2 甲は、委託期間中、適正な処理及び事務処理並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の特性等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもつてその変更の内容及び程度の情報をお知りする。
なお、乙の業務及び処理方法によるそのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や貯蔵等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にちがひなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を返却する。乙は、公的検査機関又は環境計量証明事業所における試験を行い、分析結果を書面で乙に提示する。

4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるところより、公的検査機関又は環境計量証明事業所において、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析結果を書面で乙に提示する。

産業廃棄物の種類
提示する時期又は回数

(甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過疎において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過疎において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から引き渡された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(義務の譲受等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、ややかを傳れない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

第9条 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲と乙で協議の上、これを改定することができる。

3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

(内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量が変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲の義務違反により乙が解除了した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとににある未処理の産業廃棄物に關して、甲の費用をもつて当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に對し当該運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反により甲が解除了した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づくこの業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する他の業者に自己の費用をもつて行わせなければならぬ。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記の場合、甲、当該業者に対する、甲の費用負担をもつて、乙のものとある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができることができる。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、關係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもつて協議これを取り決めるものとする。

(契約期間)

第14条 (注: 契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

- ① この契約は、有效期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申しこねがなされ、且り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
- ② この契約は、有效期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各自 記名押印の上、各1通を保存する。

(業務の一時停止)

年 月 日
甲

乙

産業廃棄物処分委託契約書

許可番号：_____ 許可番号：_____

収入紙
印

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲には、産業廃棄物の適正な処理のために必要ない以下の情報を、あらかじめ書面をもつて乙に提供しなければならない。
 なお、以下の表1は、産業廃棄物の処分に関する法律等の規定によるものである。

排出事業者：_____ (以下「甲」という。) と、
 処分業者：_____ (以下「乙」という。) は、
 甲の事業場：_____ から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

第1条 甲及び乙は、處理業務の遂行にあたって産業廃棄物の処理及び貯蔵に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出するとともに、
 変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

(施設)

許可都道府県・政令市：	_____
許可の有効期限：	_____
事業区分：	_____
産業廃棄物の種類：	_____
許可の条件：	_____
許可番号：	_____

2 甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類	数量	単価
※ 委託する産業廃棄物 (1件の簡易包装であつて生じた産業廃棄物であつて、石鹼などの重質の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特殊管理産業廃棄物である場合を除く。) が含まれる場合には、その旨を産業廃棄物の種類欄に記入する。		

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
最終処分の番号①	事業場の名称	所在地	処分方法
②			
③			
④			

4 甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
①			
②			
③			
④			

5 第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

産業廃棄物の種類 提示する時期又は回数

(甲乙の責任範囲)

許可都道府県・政令市：_____ 許可の有効期限：_____

事業範囲：_____ 許可の条件：_____

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行、または過失によつて甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から引き渡された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合ににはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えことができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、ややを得ないとときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができます。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

第9条 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となつたときは、甲と乙で協議の上、これを改定することができる。

3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法につい、別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

(内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、この契約に開催して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基いて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

(1) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにあら未処理の産業廃棄物に關して、甲の費用をもつて当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に對し当該運搬の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもつて行わせなければならない。

ロ 乙が池の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもつて、乙のものとある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

標準様式3 (収集・運搬及び処分用)
産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

取
入
紙
印

4 甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。				
最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
①				
②				
③				
④				

(法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。
排出事業者 : _____ (以下「甲」といいう。) と、
収集運搬及び処分業者 : _____ (以下「乙」といいう。) は、
甲の事業場 : _____ から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり
契約を締結する。

(委託内容)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、
本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、
変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

○収集運搬に関する事業範囲

(産業)
許可都道府県・政令市 : _____ 許可都道府県・政令市 : _____
許可の有効期限 : _____ 許可の有効期限 : _____
事業範囲 : _____ 事業範囲 : _____
許可の条件 : _____ 許可の条件 : _____
許可番号 : _____ 許可番号 : _____

(特管)
許可都道府県・政令市 : _____ 許可都道府県・政令市 : _____
許可の有効期限 : _____ 許可の有効期限 : _____
事業範囲 : _____ 事業範囲 : _____
許可の条件 : _____ 許可の条件 : _____
許可番号 : _____ 許可番号 : _____

(廃棄)
○処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 : _____ 許可都道府県・政令市 : _____
許可の有効期限 : _____ 許可の有効期限 : _____
事業範囲 : _____ 事業範囲 : _____
許可の条件 : _____ 許可の条件 : _____
許可番号 : _____ 許可番号 : _____

2 甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬及び処分単価は、次のとおりとする。

○収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類	数量	単価

種類	数量	単価

種類	数量	単価

種類	数量	単価

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____

(注: 契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択し、必要に応じて適宜修正すること)

5 ① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の種類をを行ない。
② 乙は、甲から委託された産業廃棄物は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、法定型産業廃棄物は、他の法定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において手選別を行わないこととする。

(注: ②を選択した場合は、以下を記載すること)
○積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類 : _____
○積替保管施設の所在地 : _____

(適正処理に必要な情報の提供)

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもつて乙に提供しなければならない。
なお、以下の表1に情報を記載しきれない場合は、別紙「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(平成25年6月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

表1 (注: 支障等がない場合は、「無」を選択すること)

産業廃棄物の種類	□無 □有() □別紙 □有() □別紙
産業廃棄物の発生工程	
産業廃棄物の性状及び荷姿	
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	□無 □有() □別紙
他の廃棄物との混合等による生ずる支障	□無 □有() □別紙
日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された焼製品に関する事項	□無 □有() □別紙
石油合有産業廃棄物の有無	□無 □有() □別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	□無 □有() □別紙
水銀含有量の有無	□無 □有() □別紙
その他取扱い注意事項	□無 □有() □別紙

2 甲は、委託された産業廃棄物を石鹼水溶液等で洗浄して、石鹼水溶液等を除く。が含まれる場合には、その旨を廃棄物の種類欄に記入する。ただし、特例簡易業廃棄物である塗装溶剤等を除く。

3 甲は、委託期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の額点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があつた場合は、乙に対し速やかに書面をもつてその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程による性状の変更や廃棄物の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のミニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

4 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所による試験を行い、分析結果を書面で乙に提示する。

産業廃棄物の種類	提示する時期又は回数

(甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対して、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合には甲において賠償し、乙に負担させない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、甲から引き渡された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(義務の譲渡等)

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合ににはこの限りではない。

(委託業務終了報告)

第7条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの割離区分間に応じたマニフェストB2、B4、B6票、又は電子マニフェストの処分最終了報告で、処分についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分最終了報告で代えることができる。

(業務の一時停止)

第8条 乙は、ややくを争ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(報酬・消費税・支払い)

第9条 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。

2 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となつたときは、甲と乙で協議の上、これを改定することができる。

3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれにによる。

(内容の変更)

第10条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定期量の大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

(機密保持)

第11条 甲及び乙は、この契約に開示して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならぬ。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受ける第三者の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講ねなければならない。

(1) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙が甲に対し、甲の費用をもつて当該過誤による損害の賠償を請求するとともに、このものどもに、このものどもに、乙が自ら甲方に通報した上、甲に對し当該過誤の費用を請求することができる。

(2) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づくこの業務を遂行する責任は免れないと承認し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承認を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもつて行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対する差し当り、甲の費用負担をもつて、このものどものうちで未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行つめるものとし、その負担した費用を、乙に對して償還を請求することができる。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議これを取り決めるものとする。

(契約期間)

第14条 (注: 契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

① この契約は、有效期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方にによる解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されるものとし、その後も同様とする。

② この契約は、有效期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各自記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

< 表面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

*1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

*2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 年 月 日

記入者

1	排出事業者	名称 所在地	所属 担当者	TEL FAX
2	廃棄物の名称			
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) <input type="checkbox"/> 分析表添付 (組成)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.	
	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。			
4	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他() ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)		
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロパン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオヘンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 硒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7	水道水源における消毒副生成物 前駆物質	生成物質: ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質: クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン 生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)		
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()		

9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH () 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他()
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) () kg・t・㎘・m ³ ・本・缶・袋・個 /年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】他の情報

- ・サンプル等提供 (均一サンプル有 ・ 不均一サンプル有 ・ サンプルの一部分有 ・ サンプル無 ・ 写真有)
- ・産業廃棄物の発生工程等
「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程図への記入でも可。
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

< 表面 >

管理番号 ***-*-*

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 ○○年○○月○○日

記入者 馬車道 一郎

1	排出事業者	名称 所在地	○○倉庫A棟アスベスト除去工事 〒 ○○○—○○○○ 横浜市○○区○○町○○	所属 担当者	○○建設(株)○○部○○課 馬車道 一郎	TEL FAX	***-***-**** ***-***-****
2	廃棄物の名称	耐火被覆材(廃石綿等)					
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) <input type="checkbox"/> 分析表添付 (組成)	主成分 他		MSDSがある場合、CAS No.			
	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。						
4	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他()					
	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合						
	<input checked="" type="checkbox"/> 特別管理 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉱さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input checked="" type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)					
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロパン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオヘンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 硒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)					
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 石綿					
7	水道水源における消毒副生成物 前駆物質	生成物質: ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質: クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン 生成物質: 臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)					
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 (×)					

9	有害特性 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無・不明	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input checked="" type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10	廃棄物の物理的性状・化学的性状	形状(<input checked="" type="checkbox"/>) 臭い(<input checked="" type="checkbox"/>) 色(<input checked="" type="checkbox"/>) 比重(<input checked="" type="checkbox"/>) pH(<input checked="" type="checkbox"/>) 沸点(<input checked="" type="checkbox"/>) 融点(<input checked="" type="checkbox"/>) 発熱量(<input checked="" type="checkbox"/>) 粘度(<input checked="" type="checkbox"/>) 水分(<input checked="" type="checkbox"/>)
11	品質安定性	経時変化(<input checked="" type="checkbox"/> 有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他(<input checked="" type="checkbox"/> 二重袋詰め)
14	排出頻度 数量	頻度(<input checked="" type="checkbox"/> スポット ・ 繙続予定) (<input type="checkbox"/> ○○) kg <input checked="" type="checkbox"/> t · ℥ · m3 · 本 · 缶 · 袋 · 個 / 年 · <input checked="" type="checkbox"/> 月 · 週 · 日
15	特別注意事項 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等 ・マスク着用のこと。 ・他の廃棄物と混合せず、直接最終処分場で処分すること。

【参考】その他の情報

- ・サンプル等提供 (均一サンプル有 · 不均一サンプル有 · サンプルの一部分有 サンプル無 · 写真有)
- ・産業廃棄物の発生工程等
 「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
1	<input type="checkbox"/> 〇〇年 <input type="checkbox"/> 〇〇月〇〇日	<input type="checkbox"/> 〇〇課 馬車道 一郎	<input type="checkbox"/> 〇〇株式会社 <input type="checkbox"/> 〇〇 〇〇	<input type="checkbox"/> 〇〇株式会社で収集運搬

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

申請・届出・報告・様式

横浜市事業系廃棄物対策課ホームページアドレス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sanpai.html> (様式集 届出書・申請書等)

	申 請 ・ 届 出 ・ 報 告 ・ 様 式	対 象 事 業 者	提 出 期 限	本 冊 子	市 H P
廃棄物処理法	管理票交付者	産業廃棄物管理票（規第8条の21）	産業廃棄物を排出する事業場の事業者	<input type="radio"/>	
		産業廃棄物管理票交付等状況報告書（規第8条の27）	産業廃棄物を排出する事業場の事業者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		措置内容等報告書（規第8条の29）	管理票交付者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		措置内容等報告書（規第8条の38）	電子情報処理組織使用事業者	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	多量排出事業者関係	産業廃棄物処理計画書（規第8条の4の5）	前年度の産業廃棄物発生量が、1,000t 以上の事業場（所）を有する事業者	毎年6月30日まで	<input type="radio"/>
		産業廃棄物処理計画実施状況報告書（規第8条の4の6）	前年度に産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年6月30日まで	
		特別管理産業廃棄物処理計画書（規第8条の17の2）	前年度の特別管理産業廃棄物発生量が、50t 以上の事業場（所）を有する事業者	毎年6月30日まで	
		特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（規第8条の17の3）	前年度に特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者	毎年6月30日まで	
P C B 特措法	産業廃棄物処理施設設置許可申請書（規第11条）	産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者			
	産業廃棄物処理施設変更許可申請書（規第12条の9）	産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者			
	産業廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（規第12条の11の4）	処理施設の許可を受けた者から施設を譲り受け、又は借り受けようとする者			
	合併・分割認可申請書（規第12条の11の5）	許可施設設置者である法人の合併、分割により許可施設を承継する者（許可施設設置者である法人と設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するときを除く。）			
	相続届出書（規第12条の12）	許可施設設置者について相続があつたときの相続人			
市場割	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（PCB特措法規9条、第20条及び第27条）	PCB廃棄物保管事業者	毎年6月30日まで	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書（PCB特措法規第10条第2項、第11条、第21条及び第28条）	PCB廃棄物の保管事業場を変更した事業者	変更後10日以内	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	承継届出書（PCB特措法規第25条及び第35条）	PCB廃棄物を保管する事業者で、相続、合併又は分割により事業者の地位を承継した者	承継があつた日から30日以内	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書（PCB特措法規第13条、第23条及び第31条）	全ての高濃度PCB廃棄物若しくは全ての低濃度PCB廃棄物又は全てのPCB使用製品の使用を中止した者	全ての高濃度PCB廃棄物若しくは全ての低濃度PCB廃棄物の処分を他人に委託した日（処分に係る契約の締結日）又は高濃度PCB使用製品の使用を中止した日から20日以内	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
市場割	産業廃棄物処理施設維持管理等状況報告書（市規則第36条）	産業廃棄物処理施設の設置者又は管理者（焼却施設、最終処分場に限る）	焼却施設は6ヶ月毎、最終処分場は3ヶ月ごと		
	産業廃棄物排出事業所届出書（市規則第40条第1項）	1 産業廃棄物を排出する全ての事業者（工作物の新築等は除く。）	事業を開始した日から14日以内		
		2 工作物の新築、改築又は除去を行う事業者にあっては、次に掲げる産業廃棄物を排出する事業者に限る。 (1) 特別管理産業廃棄物、(2) 石綿含有産業廃棄物（石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が1,000 平方メートル以上である工作物の新築等に伴って生じたもの。）	当該工作物の新築等に着手する日の7日前まで	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		3 産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書（市規則第40条第2項）	法人名、特別管理産業廃棄物管理責任者等、産業廃棄物排出事業所届出書の届出事項を変更又は、事業所を廃止した事業者	事業所を廃止し、又は届出事項に変更を生じたときは、その日から14日以内	<input type="radio"/>
	産業廃棄物排出状況報告書（市規則第40条第3項、第4項）	1 工作物の新築等で第1項（産業廃棄物排出事業所届出書）の提出した事業者	産業廃棄物のすべての処分を確認した日から30日以内	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		2 産業廃棄物を排出する事業者	請求があつたときその都度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

交付年月日				産業廃棄物管理票			
事業者		年月日	交付番号	交付担当者		氏名 名称	
産業廃棄物		事業場		所在地	電話番号	数量 荷姿 備考・通信欄	
中間処理産業廃棄物		管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所		所在地					
運搬受託者		氏名又は名称 住所 電話番号		運搬先の事業場	所在地 電話番号	名称	
処分受託者		氏名又は名称 住所 電話番号		積替え又は保管	所在地 電話番号		
運搬の受託		(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	受領印 <input type="checkbox"/>	運搬終了年月日	年月日	有価物拾集量	
処分の受託		(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	受領印 <input type="checkbox"/>	処分終了年月日	年月日	最終処分終了年月日	年月日
最終処分を行った場所		所在地					
(記載上の注意) <ol style="list-style-type: none"> 日本産業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント以上の大書きの文字及び数字を用いること。 余白には斜線を引くこと。 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は水銀含有産業廃棄物又は「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。 							

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（ 年度）

年 月 日

横浜市長

報告者 住 所 氏 名
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		事業場の所在地		電話番号		業種	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号
1							
2							
3							
4							

備考

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを作らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物管理条例交付等状況報告書

ページ

事業場の名称		産業廃棄物の種類 番号	排出量(t) 管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									

備考

1 この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書(様式第三号)に足りない場合に使用すること。この様式で足りない場合は、同じ名称を記入すること。

2 事業場の名称には、報告書(様式第三号)と同じ名称を記入すること。

3 ページ数欄には、該当ページ数/総ページ数を記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（○○年度）

○○年○○月○○日

横浜市長

※○数字は「産業廃棄物管理票交付等状況報告書について」ページの「記載上の注意事項」説明文の番号です。

横浜市に関する法律第12条の7項の規定に基づき、△△ 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場		種類③ 株式会社 ○×製作所 第一工場		⑦ 振込と戻り票（A～E票）の1セットを1枚として数えてください。		業種④ 非鉄金属製造業			
事業場の在地③		横浜市△△区△△1-3				電話番号③ 045(×××)○○××			
番号	⑤ 産業廃棄物種類	⑥ 排出量(t)	⑦ 管理票の交付枚数	⑧ 運搬受託者の許可番号	⑨ 運搬受託者の氏名又は名称	⑩ 運搬先の住所	⑪ 処分受託者の許可番号	⑫ 処分受託者の氏名又は名称	⑬ 処分場所の住所
1	廃油（揮発性）	15	12	14△××○○○○○	○○産業㈱	横浜市○○区○○1-1	56△××○○○○○	○○産業㈱	
2	廃油	52.01	20	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3	廃酸（強酸）	3.578	3	14△×○○○○○○	○×運送㈱	川崎市△×区□□2	57□△××○○○×	神奈川県営のため許可番号なし	かながわ環境整備センター
4	廃プラスチック	188.2	36	同上	同上	横須賀市芦名3-			

参考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらは事業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 運搬には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、各項目について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

別紙

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

別紙の通し番号と総ページ数を記入してください。
1 / 1 ページ

事業場の名称		株式会社 ○×製作所 第一工場							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	金属くず	1.2	1	14○×○○○○○○	○○サービス㈱ (再委託)			(有価売却のため処分なし)	
6	金属くず	0.5	50	14○×○○○○○○	○○運送㈱			(有価売却のため処分なし)	
7	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	0.21	3	56○××○○○○	○○運送㈱ (区間委託1)	横浜市○×区△1-2			○○興業㈱
				××○×××1234	□□環境㈱ (区間委託2)	○○県××郡○○町1-3	○○○××○5678		
8	蛍光灯（金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）（水銀使用製品産業廃棄物）	0.01	1	56○×△○○○○○	○○リサイクル㈱	横浜市○○区△△1-21-3	56○×○○○○○○	○○リサイクル㈱	
9	乾電池（金属くず、汚泥）	0.001	1	56○×△○○○○○	○○リサイクル㈱	横浜市○○区△△1-21-3	56○×○○○○○○	○○リサイクル㈱	

参考

- この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用してください。
- 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入してください。
- ページ数欄には、該当ページ数／総ページ数を記載してください。

(日本産業規格 A列4番)

様式第四号（第八条の二十九関係）

(表面)

措置内容等報告書

年 月 日

横浜市長

報告者 住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理票	交付番号	
	交付年月日	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～⑤に該 当する場合にあっては、当該 事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称	
	住 所	
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容		

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

様式第五号（第八条の三十八関係）

(表面)

措置内容等報告書

年　月　日

横浜市長

報告者 住 所
 氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	引渡し年月日		
	登録年月日		登録番号
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()		
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量			
報告書を提出することとなった 事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条 の5第9項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第 3項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は 第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合 を含む。)の規定による通知を受けたとき (年 月 日)		
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称		
	住 所		
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法			
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止の ために講じた措置の内容			

(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第2項又は第3項の規定による報告をしなかった者
②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
④の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

措置内容等報告書		
横浜市長 報告者 住所 横浜市〇〇区△△町××番地□□ 氏名 個○○○○ 代表取締役 関内花子 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇	○〇年〇〇月〇〇日 運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類 運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量 報告書を提出することとなつた事由の区分及び②～④に該当する場合にあつては、当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定による通知を受けたとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の5第4項の規定により通知を受けた同条第2項又は第3項の規定による報告書が虚偽の内容を含むとき ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき ④ 法第14条第13項又は第14条の4第13項の規定による通知を受けたとき ⑤ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき ※運搬又は処分の受託者 氏名又は名称 ※運搬又は処分の受託者 住所 ◇◇都〇〇区△△町××番地□□
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法 △生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のため講じた措置の内容	△把握した運搬又は処分の方法 △處理委託先の処理の進捗遅延 △施設内での速やかな処理を指示	

措置内容等報告書		
横浜市長 報告者 住所 横浜市〇〇区△△町××番地□□ 氏名 個○○○○ 代表取締役 関内花子 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇	○〇年〇〇月〇〇日 運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類 運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量 報告書を提出することとなつた事由の区分及び当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第12条の5第9項の規定による通知を受けたとき ② 法第12条の5第4項の規定による報告書が虚偽の内容を含むとき ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき ④ 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたとき ※運搬又は処分の受託者 氏名又は名称 ※運搬又は処分の受託者 住所 ◇◇都〇〇区△△町××番地□□
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のため講じた措置の内容	△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のため講じた措置の内容 △施設内での速やかな処理を指示	

産業廃棄物排出事業所届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長住所
氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ()

次のとおり産業廃棄物を排出する事業所を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第1項の規定により届け出ます。

市内事業所 (市内建設現場)	所在地	〒			
	フリガナ				電話 ()
	名称				FAX ()
資本金(建設工事の場合は元請負金額)					円
従業員数		当該事業所	人	(全体 約 人)	
事業所の業種					
業務内容					
当該事業所に設置する特定施設の種類及び番号					
産業廃棄物担当者		職名		氏名	
産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。)		1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸
		5 廃アルカリ	6 廃プラスチック類	7 紙くず	8 木くず
		9 繊維くず	10 動植物性残さ	11 動物系固形不要物	12 ゴムくず
		13 金属くず	14 ガラスコリート陶磁器くず	15 鉛さい	16 がれき類
		17 家畜のふん尿	18 家畜の死体	19 ばいじん	20 処分するため に処理したもの
石綿含有産業廃棄物の有無(有・無)(()内に上記1から20までのうちの該当番号を記入してください。)					
特別管理産業廃棄物管理責任者		職名		氏名	資格
特別管理産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。また、その他の場合は、具体的に記入してください。)		1 廃油	2 廃酸	3 廃アルカリ	
		4 感染性産業廃棄物	5 廃ポリ塩化ビフェニル等	6 廃石綿等	
		7 その他()			

工作物の新築、改築又は除去に伴い、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物(石綿を含有する建設資材の使用面積の合計が1,000平方メートル以上である工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)を排出する場合は、下欄に記入してください。

工期	年 月 日～ 年 月 日		発注者		
現場事務所所在地					
発生量	廢石綿等 t	石綿含有 産業廃棄物 t	廢石綿等以外の 特別管理産業廃棄物 t		
収集運搬業者	所在地 名称				
中間処理業者	所在地 名称			処分方法	
最終処分業者	所在地 名称			処分方法	

※印の欄は、資格について次の該当番号を記入してください。

1 医師・歯科医師・看護師等の医療資格 2 学歴と実務経験の組合せ 3 実務経験 4 その他

(注意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード		入力日付		備考	
--------	--	------	--	----	--

〇〇年〇〇月〇〇日

(届出先)

横浜市長

住所 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地

氏名 (株)〇〇〇〇

代表取締役 関内 花子

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 045(〇〇〇)〇〇〇〇

印は
不要です

次のとおり産業廃棄物を排出する事業所を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第1項の規定により届け出ます。

市内事業所 (市内建設現場)	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇区〇〇町〇番地〇			
	フリガナ	カブ 〇〇〇〇 ダイイチコウジョウ		電話	045(〇〇〇)〇〇〇〇
	名称	(株)〇〇〇〇第一工場		FAX	045(〇〇〇)〇〇〇〇
資本金(建設工事の場合は元請負金額)		〇〇〇〇〇〇 円			
従業員数		当該事業所 〇〇 人 (全体 約 人)			
事業所の業種		例:電子部品製造業			
業務内容		例:スピーカーの部品製造			
当該事業所に設置する特定施設の種類及び番号		例:65 酸またはアルカリによる表面処理施設			
産業廃棄物担当者	職名	環境課主任	氏名	横浜 太郎	
該当施設を有しない場合、記載の必要はありません。	1 燃え殻	2 汚泥	3 廃油	4 廃酸	
	5 廃アルカリ	6 廃プラスチック類	7 紙くず	8 木くず	
	9 繊維くず	10 動植物性残さ	11 動物系固形不要物	12 ゴムくず	
	13 金属くず	14 ガラスクリート陶磁器くず	15 鉛さい	16 がれき類	
	17 家畜のふん尿	18 家畜の死体	19 ぱいじん	20 処分するために処理したもの	
産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。)	石綿含有産業廃棄物の有無 (有・無)() ()内に上記1から20までのうちの該当番号を記入してください。)				
特別管理産業廃棄物管理責任者	職名	製造課主任	氏名	資源 さくら	資格 ※4(講習会)
特別管理産業廃棄物の種類 (該当番号を○で囲んでください。また、その他の場合は、具体的に記入してください。)	1 廃油	2 廃酸	3 廃カリ		
	4 感染性産業廃棄物	5 廃ポリ塩化ビフェニル等	6 石綿等		
	7 その他()	下段の1~4を選択して記入してください。			

工作物の新築、改築又は除去に伴い、特別管理産業廃棄物又は石綿含有産業廃棄物(石綿を含有する建設資材の使用積積の合計が1,000平方メートル以上である工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)を排出する場合は、下欄に記入してください。

工期	年 月 日 ~ 年 月 日	発注者	
現場事務所所在地			
発生	石綿含有	石綿等以外の	
収集運搬業	製造業等の場合、この欄は記載不要です。		
中間処理業者	名称		
最終処分業者	所在地 名称	処分方法	

※印の欄は、資格について次の該当番号を記入してください。

- 1 医師・歯科医師・看護師等の医療資格 2 学歴と実務経験の組合せ 3 実務経験 4 その他
(注意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード	入力日付	備考
--------	------	----

第45号様式(第40条第2項)

産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書

年　月　日

(届出先)

横浜市長

住所

氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電話 ()

を廃止

次のとおり産業廃棄物排出事業所
の届出事項を変更

減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第2項の規定により届け出ます。

の 排 名 出 事 称 業 等 所	名 称			
	所 在 地			
	担当者 所属 氏名 電話 FAX	() ()		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
年 廃 止 月 <u>変更</u> 日	年 月 日			
の 廃 止 理 (変 由 更)				

(注 意) 下欄は、記入しないでください。

事業所コード		入 力 日 付		備 考	
--------	--	---------	--	-----	--

(A4)

第45号様式(第40条第2項)

産業廃棄物排出事業所廃止（変更）届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(届出先)

横浜市長

住所 横浜市〇〇区△△町■番地の△
 氏名 (株) 〇〇〇〇
 代表取締役 関内 花子
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)
 電話 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇

印
不要

次のとおり産業廃棄物排出事業所 を廃止 しましたので、横浜市廃棄物等の
 の届出事項を変更

減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第2項の規定により届け出ます。

の 排 出 名 事 称 業 等 所	名 称	(株) 〇〇〇〇第一工場		
	所 在 地	〒〇〇〇-△△△△ 横浜市口口区△△町〇〇番地の■		
	担当者 所属 氏 名	環境課 資源 さくら		
	電 話 F A X	045(000)1111 045(000)1112		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	1. 特別管理産業廃棄物管理責任者の変更 2. 産業廃棄物担当者	馬車道 トオル 環境 守	横浜 太郎 (講習会終了) 資源 さくら	
年 廃 止 月 (変 更) 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日			
の 廃 止 理 (変 更) 由 更	1. 前任者退職のため 2. 転勤のため			

(注意) 下欄は、記入しないでください。

事 業 所 コ ード		入 力 日 付		備 考	
---------------	--	---------	--	-----	--

(A 4)

(報告先)
横浜市長

産業廃棄物排出状況報告書

年月日

事業者コード	年度	従業員数
事業所の名称 所在地		
業務内容	業種	
記入者	電話	電話
	()	()

住所

氏名
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

年月日から年月日までの産業廃棄物の排出状況を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第3項又は第4項の規定により次のとおり報告します。

廃棄物名	発生源	発生量[t]	事業所内中間処理方法	運搬者名	中間処理		最終処分又は資源化・再利用		備考
					方法	業者名	方法	業者名	
[]	[]	[]	[]	[]	名称 所在地 許可番号	[]	名称 所在地 許可番号	[]	
[]	[]	[]	[]	[]	名称 所在地 許可番号	[]	名称 所在地 許可番号	[]	
[]	[]	[]	[]	[]	名称 所在地 許可番号	[]	名称 所在地 許可番号	[]	
[]	[]	[]	[]	[]	名称 所在地 許可番号	[]	名称 所在地 許可番号	[]	
[]	[]	[]	[]	[]	名称 所在地 許可番号	[]	名称 所在地 許可番号	[]	
[]	[]	[]	[]	[]	名称 所在地 許可番号	[]	名称 所在地 許可番号	[]	
[]	[]	[]	[]	[]	名称 所在地 許可番号	[]	名称 所在地 許可番号	[]	
[]	[]	[]	[]	[]	名称 所在地 許可番号	[]	名称 所在地 許可番号	[]	
[]	[]	[]	[]	[]	名称 所在地 許可番号	[]	名称 所在地 許可番号	[]	

(注意) 1 運搬者が個人の場合は、氏名及び住所を記入してください。

2 太枠内は、記入しないでください。

分類 []
(A4)

(報告先)
横浜市長

産業廃棄物排出状況報告書

事業所用 記載例

〇〇年 〇〇月 〇〇日

事業者コード	年度	従業員数
1 2 3 4 5 6 0 1		5 3
事業所の名称	(株) 〇〇〇〇 横浜工場	
所在地	横浜市□□区△△町○○番地の△	
業務内容	業種 スピーカーの部品製造	
記入者	電話 横浜 太郎	
	045(000)1111	

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年△△月△△日までの産業廃棄物の排出状況を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第3項又は第4項の規定により次のとおり報告します。

廃棄物名	発生源	発生量 [t]	事業所内中間処理		運搬者名	中間処理			最終処分又は資源化・再利用			備考
			方法	残さ量 [t]		方法	処理業者名	方法	最終処分等業者名			
廃プラスチック	梱包	0. 05			名称 XXサービス㈱ 所在地 東京都 BBB 許可番号 5610XXXXXX	破碎	名称 XX樹脂工業 所在地 東京都 BBB 許可番号 1320XXXXXX	樹脂原料	名称 同左			
金属くず	不良品	0. 001			名称 XXサービス㈱ 所在地 東京都 BBB 許可番号 5610XXXXXX	圧縮	名称 ○○商事 所在地 川崎市KKK 許可番号 5720XXXXXX	鉄鋼原料	名称 スクラップ業者 所在地 許可番号			
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号			
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号			
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号			
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号			

(注意) 1 運搬者が個人の場合は、氏名及び住所を記入してください。

2 太枠内は、記入しないでください。

分類

(A4)

(報告先)
横浜市長

産業廃棄物排出状況報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

事業者コード	年度	従業員数
1 2 3 4 5 6 0 1		5 3
事業所の名称	(株) 〇〇〇〇 横浜工場	
所在地	横浜市□□区△△町○○番地の△	
業務内容	業種 スピーカーの部品製造	
記入者	電話 横浜 太郎	
	045(000)1111	

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年△△月△△日までの産業廃棄物の排出状況を横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第40条第3項又は第4項の規定により次のとおり報告します。

廃棄物名	発生源	発生量 [t]	事業所内中間処理		運搬者名	中間処理			最終処分又は資源化・再利用			備考
			方法	残さ量 [t]		方法	処理業者名	方法	最終処分等業者名			
特管廃油	洗浄	0. 2			名称 (有) ww興業 所在地 川崎市XXXXX 許可番号 1450XXXXXX	油水分離	名称 XX油脂㈱ 所在地 横浜市*** 許可番号 5670*****	再生	名称 同左			
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号			
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号			
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号			
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号			
					名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号			

(注意) 1 運搬者が個人の場合は、氏名及び住所を記入してください。

2 太枠内は、記入しないでください。

分類

(A4)

MEMO



G30 のその先へ ヨコハマ 3R夢!
ス リ ム

事業活動に伴って発生する廃棄物の処理について

令和5年5月発行

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地 10 市庁舎 23 階

電話(045)671-3818 FAX(045)663-0125

ホームページ [https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/
gomi-recycle/sangyo/sanpai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sanpai.html)